

## 議 事 日 程

開議日時 令和7年3月25日(火)午前10時

- 第1 陳情の回付
- 第2 議第1号ないし議第15号、議第17号ないし議第19号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第32号、議第35号、議第36号、議第38号、議第39号、議第217号、議第220号、議第221号及び議第239号  
令和7年度京都市一般会計予算 ほか30件（予算特別委員長報告）
- 第3 議第16号、議第20号、議第40号ないし議第42号及び議第219号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について ほか5件（総務消防委員長報告）
- 第4 議第25号、議第27号、議第28号、議第222号及び議第237号 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか4件（環境福祉委員長報告）
- 第5 議第22号、議第29号ないし議第31号、議第223号及び議第240号 京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について ほか5件（文教はぐくみ委員長報告）
- 第6 議第33号、議第34号、議第37号、議第224号ないし議第226号、議第230号ないし議第236号及び議第238号 京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について ほか13件（まちづくり委員長報告）
- 第7 議第43号 京都市副市長の選任について
- 第8 議第44号 京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第9 議第45号 京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 議第46号 京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第11 議第47号 京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第12 議第48号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第13 議第49号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第14 議第50号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第15 議第51号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第16 議第52号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第17 議第53号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第18 議第54号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第19 議第55号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第20 議第56号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第21 議第57号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第22 議第58号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第23 議第59号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第24 議第60号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第25 議第61号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第26 議第62号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第27 議第63号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第28 議第64号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第29 議第65号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第30 議第66号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第31 議第67号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第32 議第68号 京都市農業委員会委員の任命について
- 第33 議第69号 京都府公安委員会委員の推薦について
- 第34 議第70号 包括外部監査契約の締結について
- 第35 関西広域連合の議会の議員の補欠選挙
- 第36 市会議第30号 京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 常任委員の選任

- 第38 市会運営委員の選任
- 第39 市会議第31号 京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 市会議第32号 重度障害者の住まいの場の整備に係る財政支援の強化を求める意見書の提出について
- 第41 市会議第33号 白タク行為への実効性のある対策を求める意見書の提出について
- 第42 市会議第34号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について
- 第43 市会議第35号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の提出について
- 第44 市会議第36号 選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書の提出について
- 第45 市会議第37号 高額療養費の自己負担上限額の引上げの白紙撤回を求める意見書の提出について
- 第46 市会議第38号 市長給与のカット継続に向けた検討を促す決議について
- 第47 市会議第39号 国民健康保険特別会計への更なる財政支援を求める決議について
- 第48 市会議第40号 市バス減便の撤回を求める決議について

~~~~~

〔午前10時1分開議〕

**議長（西村義直）** これより本日の会議を開きます。  
 本日の議事日程は、席上に配付いたしておきました。

~~~~~

**議長（西村義直）** この場合、議席の変更を行います。

---

**議席の変更**

- 3番 河村 諒 議員 を 4番に、
- 4番 土方 莉紗 議員 を 13番に、
- 13番 北尾 ゆか 議員 を 14番に、
- 14番 中高しゅうじ議員 を 15番に、
- 15番 北川 みき 議員 を 16番に、
- 16番 もりもと英靖議員 を 28番に、
- 28番 神谷 修平 議員 を 29番に、
- 29番 久保田正紀 議員 を 30番に、
- 30番 森 かれん 議員 を 31番に、
- 31番 菅谷 浩平 議員 を 3番に変更。

---

**議長（西村義直）** ただ今お手元に配付してあります文書のとおり、それぞれ議席を変更いたします。

~~~~~

**議長（西村義直）** 次に、本日の会議録署名者を指名いたします。山本恵一議員と中野洋一議員とにお願いいたします。

~~~~~

**議長（西村義直）** この場合、議長から御報告を申し上げます。

関西広域連合議会議長から、同広域連合議会議員の欠員に伴う選出の依頼が参っております。

次に、請願第361号ほか2件は、お手元に配付してあります文書のとおり、それぞれ請願者から取下届が提出されましたので取下げを認めることといたします。

次に、市長から損害賠償の額の決定、訴えの提起並びに市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起及び裁判上の和解の成立についての専決処分の報告が参っております。これらの写しは、いずれもお手元に配付いたしておきました。

次に、監査委員から、令和6年12月分の例月出納検査の結果報告が参っております。原文は市会事務局に保管してありますから、随時御覧願います。

以上、御報告申し上げます。御了承願います。

~~~~~

議長（西村義直） 日程に入ります。

日程第1、陳情の回付を行います。

今回受理いたしました陳情4件は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に回付いたします。

~~~~~

議長（西村義直） 日程第2、議第1号ないし議第15号、議第17号ないし議第19号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第32号、議第35号、議第36号、議第38号、議第39号、議第217号、議第220号、議第221号及び議第239号令和7年度京都市一般会計予算、ほか30件、以上31件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、田中たかのみ議員。

〔田中予算特別委員長登壇（拍手）〕

予算特別委員長（田中たかのみ） 本委員会に付託されました議第1号令和7年度京都市一般会計予算ほか30件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月27日の本会議で付託を受け、28日から3月7日まで各分科会において各局ごとに質疑を続け、12日に各分科会の報告を受けた後、13日及び14日には市長、副市長に対する総括質疑を行った次第であります。

以下、審査の過程において論議されました主な事項について順次申し上げます。

まず、令和7年度予算全般に関しまして、委員から、財政状況を伝えるというのが非常に難しいということとは理解しているが、そこが不十分だと市長の考える突き抜ける世界都市京都の実現は難しいと思う。市民の皆さんに今の京都市の状況をしっかり理解いただく必要があると思っている。厳しい状況を説明しても急降下しているようなイメージになり、改善したと伝えても急上昇しているように受け取られる。しかし、実際には大きく乱高下しているわけではなく、燃料の残量を見ながら飛行を続けているような状況であるというのが私の理解である。今回の議論でも、令和7年度予算の財政調整基金102億円の財源活用について疑問を持つ議員がいることから、財政状況の説明が十分に伝わっていないと感じている。市民や議会に対してどのように説明していくお考えか。

令和7年度当初予算に102億円もの財政調整基金を充てた結果、残高は20億円となり、来期は同規模の額を充てることはできない。また、宿泊税の税率変更による増収分は歳入の見通しには反映されているが、歳出には含まれていない。さらに、社会福祉関連経費、人件費、公債費、過去負債の返済以外に使える財源は、令和7年度予算では1,056億円であるものが、令和8年度と9年度では1,040億円に減少し、加えて下水道事業への繰出金も凍結したままである。これらを考えると、新京都戦略における財源の確保が十分に見通されているのか大変疑義を感じる。令和9年度までの財源の見通しについてどう捉えているか、いかがお考えかとの質疑や御意見がありました。

これらに対し、理事者から、財政に関しては非常に危機的な状況にあったことを忘れてはいけないと思う。市民、事業者の御理解と御協力の下、行財政改革計画を何とか実行し、歳出面では職員数の削減や敬老乗車証制度の再構築、歳入面では交付税の確保などについて取り組んできた。しかし、京都の財政状況は依然としてぜい弱であり、経済のフェーズは変わったものの、担税力の強化や成長戦略が必要である。そのことを市民の皆さんに当事者意識を持ってもらえるよう更なる広報に努めていかなければいけないと考えている。財政の状況はデフレフェーズからインフレフェーズに変わっており、特別の財政措置を行わない黒字を実現しているが、安閑とはできない。面積の4分の3を森林が占めることや木造家屋や学生が多いことは、本市の魅力であると同時に財政的ハンディキャップでもあることから、担税力を強化せずに削減一辺倒では都市の成長戦略は描けない。包摂性の高い社会を目指しつつも、財政投入には慎重な見積りが必要で、給食費無償化も含め、余力が限られる中でぎりぎりの綱渡りをしながら進めるしかないのかと思っている次第であるとの答弁がありました。

そのほか、委員から、市長は、新京都戦略で市民生活が第一を柱にするという風におっしゃるが、本当にそう考えるのであれば、厳しい物価高の中では国民健康保険料の値上げはやめるべきだと思う。今回の値上げによって、保険料の滞納と生活困窮を更に生み出し、病院に行けない方を増やし命と健康に深刻な被害を与えかねない。国民健康保険は、財政基盤がぜい弱という構造的な課題があり、最後のセーフティネットであるとの認識を持っているからこそ、これまで一般会計による財政支援で保険料を抑制してきたのではない

か。これまでの市の努力を否定せず、市民の命と暮らしを守るため、今回の大幅な値上げは撤回すべきとの御意見がありました。

このほか、本市の財政運営については、市長就任後、初めての本格的な編成となる令和7年度予算案における特徴、令和7年度予算において全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市京都の実現に向けて取り組む内容、市税収入が堅調である機会を捉え持続的な財政運営を行うべく攻めの都市経営を更に加速させる必要性、今後も多額の財政需要が見込まれる中でも持続的な財政運営が成り立つように試算を行う必要性などについても質疑や御意見がありました。

次に、宿泊税条例の一部改正についてであります。本条例の改正案については、委員から、宿泊税の見直しの考え方及び見直し内容を誤解のないよう宿泊事業者へ周知する必要性、税負担の垂直的公平性の観点から高額区分の料金設定を更に細分化する考え、条例で定める5年ごとの検証の際に定率制の導入を検討する考え、宿泊税によって生じる余剰財源を福祉や医療、事業者支援をはじめ行財政改革で見直した事業に充当することで市民生活の豊かさの実感につなげる必要性、観光による恩恵を目に見える形で市民に還元する必要性、市民生活と観光の調和に向けて日帰り観光客に対しても将来的には負担を求める方法を検討する必要性、市民や観光客、事業者の理解が得られるような使途の明確化と基金の設置を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

また、新京都戦略案については、リーディング・プロジェクトの設定に当たっての考え方及び令和7年度予算編成との関係性、執務室を飛び出し市民目線で対話を重ねて政策立案をすると掲げた理由及び対象となる職員の範囲、職員のウェルビーイングの実現に向けた考え方、市民サービスに影響が生じない範囲で勤務形態に係る他都市の先進事例を参考に国とも連携して職員の人材育成や組織の活性化につなげる決意、行財政改革計画と新京都戦略で示した中期財政収支試算の考え方の違い、単身高齢者に対する賃貸住宅への入居支援の現状、鴨川・高瀬川の魅力向上に向けた今後の取組方針、堀川通の機能強化に当たっては現在の機能の範囲内で交通量を制御する方針に転換し地下バイパス計画を撤回する必要性、教育委員会が予算を付け学校現場においてもヤングケアラー支援に係る継続的な取組を行う必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、主要施策分野ごとに申し上げます。まず、地球環境保全対策、ごみ処理については、環境問題への関心を高める探究学習の推進を新規事業として予算計上した理由及び探究学習プログラムの概要、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの目標達成に向けて中小零細企業に対する周知啓発が必要であるとの考え、食品ロス削減に向けたフードテック活用普及促進事業への参加店舗を観光地で増加させることでごみ発生抑制につなげるなど効果的な事業となるよう取り組む考え、サーキュラーエコノミーと従来の2Rや分別・リサイクル事業との違い、観光地における散乱ごみ対策として街頭ごみ容器やごみの回収を増やす必要性、次期クリーンセンターの整備におけるPPPやPFIの導入の検討に当たっては財政負担を抑える観点から導入によるメリットやデメリットを精査する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市政の総合的な推進については、地方自治法改正により基本構想の策定義務がなくなった中で策定する長期ビジョンの位置付け、定住・移住促進プロモーションの事務事業評価において本市への移住者数ではなく移住サポートセンターへの相談件数を目標値としていることへの疑問、人口減少地域の市営住宅に若い世代が入居しやすい条件を設定することで住民を増やすなど地域に応じた人口減少対策を行うべきとの指摘、地域の持つポテンシャルをいかしながら京都駅周辺まで観光客を誘導するなど今ある町並みを活用してにぎわいを創出する必要性、東部クリーンセンターの跡地活用に係るサウンディング型市場調査で意見が上がった公共投資の具体的なイメージの有無及びオープンスペースや緑地の整備に対する見解、文化施設としての活用など本市に寄せられた市民意見を踏まえて東部クリーンセンターの跡地活用にしっかりと取り組む必要性、北陸新幹線京都延伸計画に係る四つの懸念についての本市の見解が分かりやすく伝わるよう京都市情報館での発信方法を工夫する必要性、北陸新幹線京都延伸計画については全庁から知見を集め今後の本市への影響を検証し検討に当たる考え、つなぎ手人材は率先してまちへ出て地域住民の話を聴き地域コミュニティの再構築に向けて取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、市民生活の向上、文化・スポーツ振興については、低年齢向け伝統文化体験事業において小さな子供の興味を引くための工夫、専門職員の配置など世界遺産保全の体制を強化する必要性、人口減少対策として北部山間地域の魅力をしっかりとPRする必要性、地域学校協働活動推進員の選定に当たってはこれまで

地域活動に参加できなかった方を任用すべきとの考え、地域の担い手不足や人材不足の現状を踏まえ学区の垣根を越えて取り組む考え、DVと子供への虐待の関連性を踏まえた児童相談所との連携状況、横大路運動公園の老朽化した遊具を早急に更新する必要性、西京極総合運動公園等の現状を踏まえた大規模スポーツ大会誘致の方針などについて質疑や御意見がありました。

次に、商工振興、観光振興、農林振興については、本市が抱える社会課題を解決できる企業を誘致する考え、西日本最大級のイベントとして定着した京まふをコンテンツビジネス支援事業につなげる考え、スタートアップ支援や企業誘致だけでなくこれまで京都経済を支えてきた事業者を支援する必要性、産業観光局がプロジェクトリーダーとして各局の取組を精査し観光政策に取り組む必要性、宿泊税の見直しによって増額が見込まれる財源を市民が観光のメリットをより実感できる事業に充当する必要性、満足度が高い持続可能な観光の実現に向けて都市景観の一翼を担う駒札を計画的に更新する必要性、京都市版オーバーツーリズム対策基本条例を策定し本市が抱える観光課題を国に伝えるとともに市民生活と調和・両立できる持続可能な観光を実現する必要性、森林経営管理制度の非常に高い公共性を踏まえ計画策定の不同意の理由をしっかりと把握し法的なアドバイスも受けながら今まで以上に森林整備を進めていく決意などについて質疑や御意見がありました。

次に、福祉・保健医療の取組については、市民優先価格の実現を見据え敬老乗車証の交付開始年齢の引上げの完了を待たずにIC化・応益負担化に向けた検討を進める考え、負担金増により対象者の3分の1が申請を諦める結果となったことから敬老乗車証の交付基準を見直した政策判断は失敗であったことは明らかであるとの指摘、認知症高齢者等見守り支援を実効性のある事業とするためにスマートフォン向け検索アプリの利用者を増やすことや緊急連絡用ステッカーの認知度を高めることで地域の方に協力してもらうことが重要であるとの指摘、民泊条例施行後の状況を的確に把握し必要な見直しを行うことなどを求めた付帯決議が付されたにもかかわらず検討を実施していないことは行政としてあるべき姿ではないとの指摘、様々な動物愛護団体や獣医師会、市民を巻き込みながら人と動物が共生できる社会の推進に向けて取り組む必要性、財源の捻出にクラウドファンディングの活用も視野に入れるなど、まちねこ活動について避妊・去勢手術以外の支援も検討する必要性、これまでの国保料の引上げを抑制してきた努力を相互扶助の本質から目をそらした負担の先送りであったという市長発言に対する見解、国保料引上げの周知に当たっては他都市と比較して被保険者一人当たりの本市の財政支援額が極めて高いことを正確に伝えることの必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、子ども若者育成支援の取組については、ゼロ歳から2歳までの保育料無償化を国に要求するとともに認可外保育施設利用料の上乗せ補助を検討する必要性、保育関係団体や保育園のイベントなどを通じて積極的に子ども誰でも通園制度の周知を図る必要性、本市の充実した保育人材確保の補助メニューを対象者にしっかりと周知できるよう広報力を上げる必要性、大規模化している児童館・学童クラブの分散化に努めるべきとの考え、新京都戦略において示された府市協調による子ども医療費支給制度の拡充時期の見通し、次期はぐくみプランの策定に当たって集められた子供や若者からの意見のプランへの反映方法、実施予定のアンケート調査によって悩みや困りごとを把握した場合のヤングケアラーへの対応方法などについて質疑や御意見がありました。

次に、都市計画の取組については、meet us全体のまちづくりにおける3月の取りまとめ発表以後の取組方針、3D都市モデル活用の目的及び活用による市民へのメリット、交通手段の維持・確保に向けた地域の自主的な取組が継続できるよう支援する必要性、春の観光シーズン到来を踏まえた観光地等交通対策の取組方針、公共交通の担い手確保に当たっては事業者の新規参入を視野に入れて取り組む必要性、非居住住宅利活用促進税の導入を受け所有者が流通に向けて動き出すタイミングを捉え空き家対策に取り組む考え、市営住宅において入居者の減少により増大している共益費等の住民負担の軽減策を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、都市建設の取組については、他都市での陥没事故により道路の安全に対する関心が高まっている状況を踏まえ日常的な維持補修予算を増額する考え、みつけ隊の更なる登録者数の増加に向けた今後の取組予定、市内周辺地域における今後の自転車走行環境整備の進め方、インクルーシブ遊具の設置に係る令和7年度予算額及び今後の設置予定箇所、街路樹サポーター制度の取組内容及び登録者数、市民一人当たりの公園面積が目標に達していない状況を踏まえて新たに公園を整備する考え、能登半島地震における課題を踏まえ

た防災・減災対策のためのインフラ整備に対する考え方などについて質疑や御意見がありました。

次に、消防・救急については、京都府南部消防指令センター整備の進捗状況及び人員体制を含めた共同運用の手法の検討状況と今後のスケジュール、現場を熟知していることが求められる指令センターにおいて土地勘のない職員が配属されるうえに全体の職員数が削減されることはあってはならないとの指摘、女性及び学生を含む若年層の消防団員確保に向けた取組状況及び入団促進に対する考え、消防団員の負担軽減と働き方改革に向けたアンケートの調査結果の取りまとめ時期及び調査結果を踏まえた業務改善に係るスケジュール、消防団拠点施設等新築等補助金の補助率を10割に引き上げたことによる予算への影響及び令和6年度の執行状況、疲労の蓄積による注意力の低下から事故が発生する可能性が高まることへの危惧及び若年職員の中途退職者の増加要因を検証するとともに3交替制へ戻すことも検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、教育の取組については、来年度の新規採用者数の大幅な増加に向けた具体的な計画及び教員不足改善の見通し、地域学校協働活動推進員の任用形態及び役割に対する認識、今後更新・増車する総合支援学校スクールバスを全て車椅子対応にすべきとの考え、部活動地域展開に向けた環境整備事業の実施に係る子供たちや保護者の不安を早急に解消していく必要性、PFI手法等民間活力導入も視野に入れ学校体育館空調整備計画を策定する考え、新しい図書館構想を踏まえた図書館の位置付けに対する認識、青少年科学センター機能を他の公共施設にサテライト的に振り分けていく考えなどについて質疑や御意見がありました。

次に、交通事業については、可動式ホーム柵の烏丸線全駅設置や市民優先価格への挑戦など前向きな取組の打ち出しに当たっては交通局の経営状況が改善したとの誤解を招かないよう配慮する必要性、混雑対策等の取組や厳しい経営状況について市民への更なる情報発信に努める必要性、市民優先価格の実現までに相当の時間を要する理由、市外在住で市内に通勤・通学している方が市民優先価格の対象から外れてしまう可能性があることに対する認識、市民優先価格の検討の中でマイナンバーの活用など仕組みが大きく変わろうとしているため障害者手帳や福祉手帳を提示しづらい障害者に十分に配慮する必要性、既に知名度が確立している地下鉄・市バス応援キャラクターを積極的に活用した戦略的なグッズ展開に取り組む必要性、敬老乗車証制度の後退によって一般会計からの繰入れが減少することを踏まえ交通事業者として制度の改善を保健福祉局に求めるべきとの指摘、民間バス事業者との協力や鉄道駅での接続等の工夫により市バスの路線・ダイヤの見直しによる影響を今後も最小限にとどめる必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、上下水道事業については、行財政改革計画に基づいて行われた一般会計からの出資金の休止に対する評価、一般会計よりも財政状況が厳しい上下水道局の実情を財政当局に伝えたいうえで出資金再開の協議を行う必要性、施設マネジメントの実践が今後の財政に与える影響、新技術を活用し効率的・効果的な管路の点検を行う必要性、水の安全性及び供給の安定性を確保する観点から運営権以外の権利を譲渡するウォーターPPPの導入検討はやめるべきとの指摘、民間活力の導入や民営化の推進の流れの中においても上下水道事業は公共の手で守り抜く観点が必要であるとの考え、水需要の喚起に向けて疏水物語の備蓄の推進や入浴の促進などターゲットを絞った戦略的な広報を行う必要性、危機的な経営状況に対する市民理解を醸成し市民意見を採り入れたうえで上下水道事業審議会で議論する必要性などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、昨日に委員会を開会いたしましたところ、共産党議員団から、令和7年度予算案について予算の組替えの動議が提出されました。そこで、動議について表決を採りましたところ、少数で否決されました。その後、各党派等で検討された結果を御発表いただきましたところ、次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラム、改新京都の各議員団及び無所属の繁委員、菅谷委員、平田委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第1号、3号から6号、12号から14号、17号、18号、21号、23号、24号、26号、32号、35号、36号及び221号に反対し、そのほかの議案については、いずれも原案に賛成する。そのうえで、議第19号に1個の付帯決議を付す。無所属の井崎委員は、議第1号、3号及び26号に反対し、そのほかの議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第1号、3号から6号、12号から14号、17号、18号、21号、23号、24号、26号、32号、35号、36号及び221号については多数をもって、残余の議案13件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

引き続きまして、付帯決議の調整を行いました結果、会派の意見として議第19号に1個の意見を委員長報告の中で申し述べることに決定した次第であります。

以下、これについて申し上げます。

議第19号に対する共産党議員団の意見

報酬審議会答申を受けて給料月額を引き下げることが必要であるが、行財政改革計画による市民サービスカットは継続されていることから、市長は給料・期末手当について特例による減額措置を継続すべきである。

以上であります。これを持ちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** 山本陽子議員。

〔山本陽子議員登壇（拍手）〕

**山本陽子議員** 日本共産党京都市会議員団は、2025年度一般会計予算ほか市長が提案している予算案について予算組替えの動議を提出いたします。

引き続き物価高騰により、市民生活はますます厳しい状況に追い込まれています。実質賃金が3年連続減少し、物価上昇を上回る賃金や年金の引上げが今こそ必要ですが、政府の抜本的な対策はないままです。住民に身近な京都市が市民の生活をど真ん中に置いて、暮らし応援、なりわい応援の市政に転換することが、ひいては京都市民の活力を再生させていくと考えます。ところが、市長が提案した予算案は、3年連続の収支均衡予算で本市の財政状況は着実に改善しているとしながら、前市長が進めてきた行財政改革による市民負担増を撤回せず、住民福祉を後退させたままとなっています。さらには、今後5年間の国民健康保険料の引上げを宣言し、国民皆保険制度をなし崩しに後退させる姿勢は、国の医療費4兆円削減に追随するものであり、命を軽んじる姿勢を許すわけにはいきません。新京都戦略に市民生活の暮らし第一、市民生活を守る政策を基本に据えたと書き加えたのであれば、市民の暮らしを支える予算として見直すべきです。よって、以下の趣旨に沿って予算案を組み替えるよう求めます。

第1に、市民生活第一の徹底として行財政改革計画による市民負担増を元に戻すとともに、国民健康保険特別会計に十分な繰入れを行い、保険料値上げは撤回するなど暮らしや営業を守ること。職員削減はやめ、むしろ増員し、集約化した業務を区役所に戻し再配置すること。海外企業・大企業の呼び込み型方針をやめ、中小事業者や商店への支援を強化すること。

第2に、公共の役割を一層果たすため、京都府内や全国に広がる18歳までの医療費の無料化や学校給食の無償化など、他の自治体に後れを取っている事業の改善を行うこと。全員制の中学校の給食についても、食の安全に関わる2時間喫食を守るため、学校調理方式による中学校給食の検討を行うこと。市独自の給付制奨学金制度の創設など子育て支援、若者への支援を拡充すること。東北部クリーンセンター運転監視業務やごみ収集業務などの民間委託化の拡大をやめること。

第3に、暮らしを守る財源を確保するために、京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業計画や堀川通地下バイパストンネル、国道1号、9号バイパス方針、北陸新幹線京都地下延伸計画など無駄な大型事業計画推進方針を撤回するとともに不要不急の大型事業を見直すこと。法人市民税の超過課税を他都市並みに引き上げるとともに、国に対しても累進課税の強化を求めるなど大企業に対して応分の負担を求めること。新京都戦略の下に経済を首都圏・海外企業の誘致に頼る予算をやめること。さらに、自治体への財源を削減してきた国の方針を転換させるなど様々な取組を通じて財源を確保し、暮らしと中小業者を支援することを求めます。この方向こそ、地域経済を活性化させ、人口減少に歯止めを掛け、京都市の魅力を向上させることにつながる好循環を作り出します。

以上、予算の組替えを求め、動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

**議長（西村義直）** ただ今、山本陽子議員から動議が提出され、動議は成立いたしております。

お諮りいたします。ただ今の山本議員の動議のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって、山本議員の動議は否決されました。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。とがし豊議員。

〔とがし豊議員登壇（拍手）〕

**とがし豊議員** 日本共産党京都市会議員団は、議第1号2025年度京都市一般会計予算、議第3号国民健康保

険事業特別会計予算、議第4号介護保険事業特別会計予算、議第17号事務分掌条例一部改正、議第18号職員定数条例の一部改正、議第23号ユースホステル条例の一部改正に反対の態度を表明しておりますので、その理由を述べ討論します。

2025年度予算については、第二子以降の保育料無償化、在宅酸素人工呼吸器の非常用電源購入への支援、美術館学芸部門の直営化、教員確保や校内サポートルームの人員体制の拡充、就学援助制度の加算対象年齢の拡大・卒業アルバムへの拡充、学校体育館へのエアコンの設置推進、まちの匠の継続、防災・減災事業、生理用品の学校トイレへの配備の拡大、文化財保護予算の増額、DV相談支援センターみんとの体制強化など、市民要求に応えた内容が多々含まれている点については、市民の世論と運動が実ったものとして歓迎するものです。しかしながら、市長提案の予算案などについて、以下、五つの理由から反対をいたします。

第1の理由は、市長自身が、新京都戦略において市民生活第一を掲げたにもかかわらず、市民生活の土台を崩すような負担増を行おうとしているからです。高齢者や低所得者などが多く加入する国民健康保険の保険料を来年度10.35パーセント引き上げ、5年連続での過酷な引上げ方針を示したことは重大であり、撤回を求めます。京都市は、これまで国民健康保険が健康保険証1枚で誰もが安心して医療に掛かれる国民皆保険制度を支える土台だからこそ一般会計からの財政支援を行い、保険料の引上げを抑えてきました。ところが、市長は、最後のセーフティネット、社会保障としての国民健康保険の役割を相互扶助にわい小化し、大幅な引上げを正当化しました。極めて重大な国保行政の変質であります。改めて、社会保障として市民の命を守る国民健康保険への支援を求めるものです。介護保険事業を巡っては、訪問介護報酬の引下げによる影響で事業所運営が厳しくなっており、より踏み込んだ支援が必要です。子育て・若者支援を巡って13億円の予算を投じた第二子以降の保育料の無償化は重要な前進です。しかしながら、民間保育園の人件費に関わる国からの給付費が増えたにもかかわらず、京都市の民間保育園人件費補助の財源が10億円削減されたため、民間保育園で働く皆さんの処遇は今年度と同水準に据え置かれました。副市長答弁で人件費を確保することが担い手確保につながるという認識を示されたのですから、国による公定価格引上げの機会を捉えて処遇改善につながる財政措置を取ることが当然の筋であることを指摘しておきます。若者たちに低廉な料金での宿泊を提供し、宿泊者や市民の間の交流を行うことを理念に掲げる宇多野ユースホステルでの利用料の値上げ、こどもみらい館駐車場料金の値上げも市民の納得は得られません。

反対する第2の理由は、市長が市民向けには全ての市民に居場所と出番を作る世界都市と言いながら、実際にはその居場所と出番を更に奪いかねない内容があるからです。敬老乗車証制度の改悪から4年目となりますが、交付者数はコロナ前と比べ6万680人も減少し、交付率は約50パーセントから31パーセントと大幅に低下しました。4年前の制度大改悪が高齢者の外出機会を奪っています。敬老乗車証制度は、毎日の通勤・通学の負担を軽くする定期券とは根本的に違い、交付を受けた方に、敬老乗車証さえあればお金の心配なくバスに乗れるので是非お出掛けください、健康に長生きしてくださいという敬老と福祉の心を体現した制度です。その結果、高齢者が気軽に外出できて居場所と出番を得て元気になる健康効果、介護予防、買物などによる経済効果、ボランティア参加によるコミュニティ活性化の効果、市バス・地下鉄・民間バス事業者への補助金としてその経営安定化に貢献します。正に、市民の宝です。2021年当時の制度に戻すべきです。制度の趣旨を損なう応益負担導入は断念すべきです。左京東部いきいき市民活動センターの廃止は、市民から居場所と出番を奪うものであり、認められません。団地再生計画において存続・再整備を検討することを求めておきます。

反対する第3の理由は、首都圏・海外大企業、開発資本には規制緩和と減税や財政支援の大盤振る舞いを行いながら、中小小規模事業者支援が極めて不十分であるからです。2023年4月の大規模な高さ・容積率などの緩和、昨年の都市再生緊急整備地域の指定の拡大に続き、都市再生緊急整備地域内で更なる高度利用を行うとする初めての都市再生特別地区指定が行われることを前提とした手数料が定められるなど、規制緩和を使った再開発の動きが加速しています。この都市再生特区は、従前の高さ・用途規制を適用除外にしてしまうもので、東京では丸の内はじめ18地区で導入されています。これを京都市でも初めて導入しようとしています。京都駅ビル開発と日本郵政による京都中央郵便局跡ホテル・商業施設では、31メートル規制を60メートルまで緩和。三条京阪でも高さ規制の緩和が狙われています。京都駅南側では貸しビル建設事業者に最大3億円の減税措置、農地を産業用地に転用したら土地売却価格に10パーセントの補助を最大3,000万円までに土地所有者に支払うなど実質的な開発補助金となっています。事業者は利益が上がるから進出するので

あって、このような極端な規制緩和や補助金、減税などの措置は全く必要ありません。相次ぐ規制緩和が開発圧力となり、地価高騰を招き、家賃の高騰や住環境の悪化、再開発による迫出しが懸念されます。都市計画マスタープランの見直しに当たっては、ミニ東京を目指すのではなく、中低層高密度のまちづくりによって活性化に成功しているヨーロッパの諸都市から謙虚に学ぶことが、必ず京都の未来につながると指摘しておきます。

また、本来は中小・小規模事業者や市民の暮らし応援のためにこそ税金は使うべきです。岩手県などが進める中小企業などへの賃上げ支援や厳しい状況にある中小小規模事業者への直接的な新たな支援策を強く求めます。市長が、過少投資は問題であるとして400億円に抑えてきた市債発行額を毎年450億円規模へ膨らますという方針転換をされたことは重大です。平成初期の大規模投資、地下鉄東西線の工事費の負担が、現在の京都市の慢性的な財政難を作り出しているという苦い教訓を忘れてはなりません。京都駅新橋上駅舎・自由通路の建設は、税金ではなくJRが全額負担すべきです。鴨川東岸線第三工区は、総事業費70億円のうち1億4,000万円が計上されましたが、中止を求めます。市長は、堀川通地下バイパストネルの建設、国道1・9号線バイパスの建設を推し進められるとしています。2050年二酸化炭素排出正味ゼロ社会、人口減少社会を見据えれば計画は断念すべきです。

公共投資の在り方も問われています。子供たちに豊かな中学校給食・食育を実施するという政策目的から考えると、業者丸投げのPFIによる大規模給食工場を選択していることは問題です。条件のある学校から順次、施設改修を行い、小学校と同じような、出来たてでおいしい学校調理方式の全員制中学校給食を実施するように求めます。公園のオープンスペースを3割以上も民間企業に差し出すPark-UPフェーズ3の拡大はやめ、一人当たり10平方メートルの公園拡大目標の達成を目指し、十分な公園整備予算を確保すべきです。北陸新幹線については、現行ルートに関する強い懸念を示されたものの、第二国土軸としての意義があるとして中止の立場は表明されませんでした。北陸新幹線の京都延伸計画そのものの中止と、特急サンダーバードで金沢方面に直接行けるように改善されるよう国やJRに求めるべきです。万博に向けた機運醸成・誘客推進事業についても削減すべきです。

反対する第4の理由は、職員削減を進め、自治体が担うべき基幹的な業務さえも民営化するなど公的責任を後退させているからです。市長は、新しい公共を実現する区役所の役割を重視するとおっしゃいます。しかし、元々区役所にあった様々な機能・権限を本庁に集約化・民間委託化して人員削減を進めてきたことで区役所体制が弱体化してきたことへの反省がなく、市民窓口課と保険年金課の統合による更なる削減も狙っていることは重大です。消防職員をはじめとした職員削減による職員の疲弊は著しく、退職者が増えていることは問題です。8割の京都府民が住む南部地域の消防体制を京都市に集約化し、消防体制を弱体化させる京都府南部消防指令センターの整備は中止すべきです。市営住宅のシャワー設置率が3割にとどまっていることは余りにも不十分です。空き住戸6,741戸のうち公募困難住戸3,768戸が空き家のままになっています。事業者にも丸投げせず、市民共有の財産として京都市の責任で適切に改修し入居を進めるべきです。唯一、運転監視業務を直営で行っていた東北部クリーンセンターについて、4月から民間委託化することは認められません。直営で焼却炉の運転・設備更新に関する知識や経験を実地で蓄積し、安全な運転管理と危機対応への責任を京都市が直接果たせるよう求めておきます。新京都市戦略にはジェンダー平等の一言もありません。極めて後れています。本市の女性管理職比率が低下していることについて、市長は、管理職の仕事が家庭生活との両立が難しい状況にあるのではないかと見直していかなければならない。重く受け止めていると述べられました。早急な対応を求めます。

反対する第5の理由は、温暖化による気候危機を打開する取組が不十分だからです。気温上昇を産業革命前の1.5度に抑えるためには、2050年二酸化炭素排出正味ゼロ社会の実現が不可欠ですが、気候危機の深刻化は、これまで以上に踏み込んだ中間目標の設定とその実現のための大胆な社会システムの変革を迫っています。市長は、このままでは2030年までに温室効果ガスを46パーセント削減するという目標達成自体が厳しいという認識を示されたにもかかわらず、取組が従来の延長線上から前進していないことは重大です。公共建築物の建替えに当たり、省エネ・再エネの徹底で再生可能エネルギー100パーセントに、農業と両立するソーラーシェアリングの普及、車交通の削減・公共交通への転換、建物の屋根への太陽光発電の一層の普及など、あらゆる手を尽くし、2030年、50パーセントから60パーセント削減、2035年、65パーセントから75パーセント削減へ目標そのものを引き上げるように改めて求めておきます。

京都市事務分掌条例の一部改正では、環境政策局を部局横断の組織から、京都市行政の一部門へと位置付けを引き下げたものとなっています。京都市の気候危機への意識の後退を示すものです。今一度、地球温暖化による気候危機を打開するに足る体制の立て直しを求めるものです。今回の予算は、松井市長が1年を通じて編成した初めての本格予算となりましたが、福祉切捨て・大型開発温存という前市長の行財政改革計画をそのまま引き継ぎ、暮らし応援や中小規模事業者支援よりも、海外首都圏の大企業、開発資本への大盤振る舞いを加速させるものであることがはっきりしました。このような新京都戦略を進める体制づくりは認められません。

最後に、日本共産党京都市議団は、何よりも市民の命、暮らし、地域に根差した中小規模事業者の支援にこそ力を入れるべきだと考えます。大企業や開発資本に迎合するのではなく、その経済力にふさわしい社会的責任を果たさせてこそ日本経済・京都の地域経済は健全に発展できるのではないのでしょうか。このことを最後に述べ反対討論とします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** 次に、加藤昌洋議員に発言を許します。加藤議員。

〔加藤昌洋議員登壇（拍手）〕

**加藤昌洋議員** 自由民主党京都市会議員団は、議第1号令和7年度京都市一般会計予算をはじめとする予算特別委員会に付託されました予算案に対して賛成の態度を表明いたしております。私は議員団を代表いたしまして、その理由を述べ討論を行います。

松井市長が就任されてから1年がたち、間もなく4月を迎えようとしています。令和7年度予算は、市長が当初から編成に携わられた初めての予算となりました。全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市京都を目指すまちなちの姿として掲げられ、新京都戦略と共に松井市政の目指すべき京都市の方向を示されるものとなりました。市政運営に当たっての基本姿勢として市民生活第一の徹底、新たな京都を切りひらく、新しい公共を推進、市役所・職員が変わるを掲げられ、歳出抑制に重きを置いた財政運営ではなく、京都のまちなちの魅力や市民生活の豊かさの更なる向上を図り、担税力の強化、持続可能な行財政の確立にもつなげていく方針とされています。

財政面に目を向けると、個人市民税や固定資産税の伸びが堅調であり、市税収入が過去最高となることが想定される中で、実質的な予算規模としては令和6年度を上回る予算となっています。一方で、社会福祉関連経費が増加する状況でも、収支均衡予算を維持したうえで公債償還基金への返済を10億円計上し、更に今後の補正予算と合わせて約35億円を返済する予定とされており評価するものではありませんが、それでも京都市財政がまだまだ厳しい状況には変わりはなく、市民の皆様には的確に情報を伝える工夫を行うよう付言しておきます。

政策面については、新京都戦略の初年度予算として京都のまちなちの魅力や市民生活の豊かさの向上などを目指し、市長の目指す京都実現への一歩となる事業が盛り込まれています。限りある財源を京都の価値を高める施策に重点的に配分し、地域企業への支援やDX推進を通じて新たな京都を切りひらく姿勢を打ち出され、若年層が京都に住み続けられるための事業が進められます。また、市民生活と観光の調和、救急隊の増隊など市民生活を守る施策を強化されています。市民生活と観光の調和では、東大路通での社会実験や手ぶら観光の推進など多くの事業に取り組まれますが、宿泊税などを活用し、市民、特別徴収者となる事業者、観光客、それぞれの皆様に納得していただける宿泊税の見直しにつなげることを求めておきます。喫緊の課題である若年層の流出や出生数の減少への対策として、第二子以降の保育料無償化や京都安心すまい応援金の充実などにより、子育て負担の軽減や若年層の居場所づくりを進められています。加えて、政府の総合経済対策と連動し、自民党京都市会議員団が要望してきた学校体育館への空調設置が予算として計上されており、政策面として評価できるものとなっております。

国民健康保険事業特別会計においては、これまでから一般会計から繰入れを行い保険料の軽減を図る取組が行われてきましたが、持続可能な一般会計・国保会計を目指すために保険料の引上げが行われます。保険料の引上げに当たっては、他政令市や周辺他都市と比較して被保険者一人当たりの本市の財政支援額が値上げ後も極めて高いことを正確に伝えることが重要となります。一方で、国民健康保険事業会計がこのような状況にある要因は、制度的な課題が大きく国民健康保険事業の財政運営の責任主体となる京都府に対しては府内の国民健康保険制度の望ましい均てん化を図るため、一層主導的な役割を果たすことを要望するように求めます。また、国民皆保険制度に責任を持つ国に対しては、持続可能な制度となるように財政的な支援を

はじめ制度の改善を行うことを要望するように求めます。

松井市長が目指す全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市京都がどのようなまちなのか、新しい公共やウェルビーイングがどのような意味を持つのかなど、市民の皆さんにいかに伝わるかが肝要となってきます。市民の皆様はもちろん議会ともしっかりと対話を行い、思いを伝えることで持続可能なまちづくりを進めていただくことをお願いいたします。

私たち自民党京都市会議員団も市民の皆様の声をお聞き、市政の前進に向けて努めることをお誓い申し上げ、賛成討論といたします。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、井崎敦子議員に発言を許します。井崎議員。

〔井崎敦子議員登壇（拍手）〕

**井崎敦子議員** 私は、議第1号一般会計予算、議第3号国民健康保険事業特別会計予算、議第26号国民健康保険条例の一部改正に対して反対の立場で、その理由を討論します。

この間、市会においても国民健康保険は相互扶助かどうかの議論があったかと思いますが、国民健康保険料からは被用者保険と同様に後期高齢者支援金も拠出されており、これらは後期高齢者医療保険制度の費用の約4割を支えています。また、40歳から65歳までの国保加入者の方は、介護保険料の支援分も支払っておられますのでこの度の値上げで国民健康保険料を払えない方が増えるということは、介護保険、後期高齢者医療保険の制度にも大きく影響します。被用者保険に入っていた方々も定年退職後は国保に加入され、やがて後期高齢者医療保険に加入されるわけですから、国保だけを切り分けて相互扶助であるとするには無理があるのではないのでしょうか。保険制度自体が実態と合っていない、大きな制度改革が必要であるということは、現場の職員の皆さん、そして市長も同様の御意見かと思えます。抜本的な制度改革がされない中、1983年まで国保の収入全体の約6割を占めていた国庫支出金は1984年以降低下を続けています。市長は、よくフェーズは変わったという言葉をお使いになりますが、市民生活のフェーズはまだまだよくない方にシフトしています。この数十年、国も自治体も大企業の産業活動を支えるための政治に偏り、その体制を支えるための公共サービスしか出せずに来た結果が現状ではないのでしょうか。産業構造自体が大きく変化している中、フェーズは変えていかねばならず、その方法は国や官僚主導で決めるのではなく、市民生活に近い自治体で市民参加で決めるべきだというのは市長御自身のお考えでもあるかと思えます。

京都市は、国民健康保険を支えるための国庫支出金の増額要望、並びに抜本的な制度改革を国に求め続けておられます。制度に問題があると認めつつ、国保加入者に負担を求めることについては再考すべきではないのでしょうか。どうして30年も給料が上がらなかったのか、どうしてこんなに物価高が続くのか、誰も明確な理由を説明しないまま市民生活はますます厳しくなっています。必要なのは制度改革であり、市民に負担を強いる値上げではありません。効率と格差を容認する市場経済の中でいかに公平と公正を担保するか、市長には是非他都市の追随を許さぬ民主的な財政運営を求め、議第1号、議第3号に反対をします。

また、議第1号の一般会計予算の中で、産業観光局のスタートアップエコシステム推進プロジェクト予算2億2,730万円につきましては、国からの支援や金融機関や投資家からの資金と重複がないか、しっかりと精査する必要があるのではないのでしょうか。国民健康保険に加入されている現役世代は自営業やフリーランスの皆さんであり、保険料負担が増える中、公費での創業支援や事業継承支援がないことは見過ごせません。国民健康保険料の値上げ抑制、そしてまちに根付いているなりわいをしっかりと支えていくための施策を求め、私の討論とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、江村理紗議員に発言を許します。江村議員。

〔江村理紗議員登壇（拍手）〕

**江村理紗議員** 私たち維新・京都・国民市会議員団は、議第1号令和7年度京都市一般会計予算等に賛成を表明しておりますので、その立場から討論をいたします。

松井市長の下、フルスペックで出された本予算は、106の新規・充実事業を盛り込み、これまでの行財政改革計画を踏まえた新京都戦略が打ち出されました。財政運営においては、収支均衡を前提に公債費をコントロールしながら将来負担を適切に保つとしています。我々は、今まで京都市の予算編成が収入の範囲内になっておらず、毎年100億円規模の収支赤字の状態である本市の財政運営は問題であると訴えてきました。また、将来への負担の先送りである特別の財源対策からの早期脱却も求め続けてきました。今回の予算には、令和6年度のいわゆる余剰金を102億円、一般財源として活用していく手法が取られております。京都市とし

てこの規模の前例はなく、3年連続で収支均衡予算が図られる今期において本市でも取り入れることができるようになったとのことでした。令和7年度予算に直ちに支障が出るものではないものの、各事業は年度ごとに事業予算を大きく変動できるものが多いとは言えず、この100億円規模の歳入を盛り込むことで次年度以降の歳出コントロールが一定難しくなることも想定されます。今回新たに新京都戦略の試算結果の内訳において、宿泊税増収分における歳出の表現が見直されたことは評価いたします。また、市長総括質疑において、健全な財政運営の下、進めていかれる御認識も確認しましたので、こちらも格段の御考慮をいただくよう求めます。

加えて、宿泊税収入においては、条例でも記述のとおり、市民はもとより納税者である宿泊者、さらに特別徴収義務者となる宿泊施設の運営事業者に宿泊税の効果を実感いただける使途や情報公開が求められることから、今後、基金の創設に向け検討されることを改めて要望いたします。

また、松井市長が選挙の際に政策集で公約に掲げられた共助、公助の精神を積極的に取り入れ、公助が有効に機能する住民参加型の京都ならではの行財政改革推進に関しても、具体的にどのような政策を行い、どのような効果を生み出すのかを明確にし、更に未来への投資に充てる財源創出に取り組むことも必要であることも申し述べておきます。

以上、財政運営におきましては、依然として緊張感が必要であることに配慮しつつ、新たな計画の下、市政刷新に向け努めていただきますことを求めます。

新京都戦略では、全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市京都の実現に向け、六つの政策軸の下、具体的な政策が掲げられました。松井市長が選挙のときから打ち出されていた新しい公共は、市民にとっては居場所と出番があることでウェルビーイングが向上し、行政にとっては足りないリソースを補いながら行政サービスの向上ができ、社会にとっては課題解決が実現する正に三方よしの考え方と言えます。一方で、各局との質疑を通じて、施策を立案・実行する現場にしっかり浸透しているとは思えない状況も散見されました。また、担い手の当事者となる市民にもその真意は伝わり切っていないと感じます。多様な主体がしっかり同じ方向を向けるよう丁寧な説明を求めるとともに、担い手を支援する制度や仕組みの構築も併せて行っていくことが必要なことも改めて提言いたします。

学びや子育て環境の充実においては、第二子以降の保育料無償化が始まり、子ども医療費支給制度の充実も道筋が付きつつあることは大変前向きに捉えております。加えて、屋内遊び場の環境充実において、山科駅前のラクト山科をリニューアルし、屋内型子ども遊び場を作る計画や東部クリーンセンターの跡地においても新しい複合図書館や芝生広場を中心とした子供から大人まで集える憩いの場づくりが計画されていることも高く評価しております。引き続き、子育て支援の充実をよろしく願いいたします。

加えて、給食費の無償化に関しては、国において小学校の無償化が進展しつつあることは本市にとっても大変喜ばしいことで、残る中学校の無償化は、国の動向を見つつ本市の責任で実現できるよう過日の市会決議を踏まえた財源確保を求めます。

良質で低廉な住宅の創出をはじめとする子育て世代の移住・定住促進においては、各施策のターゲットが移住なのか定住なのか曖昧で、最適なアプローチができていないように感じます。各施策の成果を最大化するよう精緻なマーケティング戦略を再考していただくことを求めます。

半導体振興については、京都半導体バレー構想に期待しつつも、構想の実現はそう容易なことではないと考えます。先行する他都市事例も調査・研究し、産官学の連携、高度人材の確保と育成、デザインセンターやファブレス企業などの半導体企業の誘致を推進していくことを求めます。

続いて、企業誘致について述べます。海外企業の誘致に関しては、地政学的な観点からも有利な状況であると考えられます。まず、フランスなど今後さらに需要の拡大が期待できる国を特定し、それぞれのニーズを的確に把握することが重要です。加えて、古都・京都のブランド力や大学のまちとしての理系及び芸術人材の輩出力といった都市の強みをいかし、これらの特性を厳選したうえで効果的かつ効率的に誘致活動を進めるよう求めます。

こどもみらい館駐車場利用料金の引上げについて述べます。包括外部監査の民業圧迫の指摘も踏まえ、一般利用者の駐車料金引上げは理解します。しかし、施設利用者への休日の料金値上げには疑問があります。こどもみらい館、特に元気ランドは雨天時に乳幼児を遊ばせる貴重な施設であり、休日の需要が高いのは明らかです。近隣の方は自転車やバスの利用が可能ですが、遠方から来る乳幼児連れの御家族にとっては自家

用車が現実的な移動手段です。天候に左右されず利用できる乳幼児向けの施設が限られている京都市において、利便性における差が大きくなりすぎないように少なくとも休日の値上げは再考いただくよう求めます。

バス運転士などの担い手不足が深刻化する中、今年3月22日に実施された令和7年春市バスダイヤ改正では、一部路線において、統合や運行回数の調整により平日ダイヤで約2パーセントの減便が行われました。本市では、市バス運転士不足非常事態宣言を発出し、運転士の処遇改善などを検討しながら積極的な採用活動を展開し、運転士確保に努めています。しかし、少子化による人口構成の変化など社会情勢を踏まえると、運転士不足の解消は厳しい状況です。一方で、今後も減便が相次ぐ事態となれば、市民生活や地域経済に大きな影響が懸念されます。つきましては、民間バス会社との更なる協議・連携、バスとバス及びバスと鉄道の乗継ぎ割引の復活、オンデマンドバスやコミュニティバスの活用、自動運転による運行の研究など従来の枠組みを超えたあらゆる対策を検討し、市民の足を守ることを求めます。

水道事業においては、埼玉県八潮市の道路陥没事故に続いて山科区でも水道管破損による濁り水が発生したことなどからも、上水管と下水管共に管路の維持管理が市民の耳目を集める課題となりました。特に水道管については、技術上目視の確認に頼らざるを得ない状況ではありますが、現在の管路点検方法における課題を審議会でも明確にし、併せて新技術を活用した点検方法の検討を一層強化することを求めます。さらに、水道を今後も安心して利用するためには、管路と施設の維持管理コストを抜本的に下げる必要があります。広域連携に関する課題の棚卸しと優先順位を決めたうえで人財育成、共通システムの導入、施設のダウンサイジング等を進めていただくことを求めます。

以上を申し上げまして、私たち市議団の賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、北山ただお議員に発言を許します。北山議員。

〔北山ただお議員登壇（拍手）〕

**北山ただお議員** 日本共産党市会議員団は、公営企業会計予算4件につきまして、議第12号水道会計予算案、議第13号下水道事業会計予算案、議第14号市バス事業会計予算案につきましては反対する。議第15号地下鉄事業会計予算案は賛成するとの態度を表明しておりますので、議員団を代表してその理由を申し述べるものであります。

上下水道事業につきましては、埼玉県八潮市での道路陥没事故にも見られますように、老朽管をどう把握し更新できるかが大きな課題であることが明らかになりました。本市での老朽管更新率は現在1.3パーセントであり、スピードアップが求められます。そのためには更新に対する国の補助金を大幅に拡充することが必要であり、理事者もあらゆる機会を通じて要望しているとの答弁でありましたが、実際に改善はまだまだ不十分であります。さらに一般会計からの出資金が2020年から停止となりました。我が党は一貫して補助金の復元を求めてまいりましたが、行財政改革の一環として停止されたと強弁をし、2026年からの復活すら明言されておられません。2020年から2025年までに停止された出資金は合計で118億円にも上るわけであり、削減された2020年の京都市監査意見におきましては、このように述べられております。この休止により、公共下水道会計の資金収支の一時的な悪化は避けられず、管路の更新等に必要となる財源確保が一層困難となる見通しとなり、今後の更新計画や後期中期経営プランの策定にも大きな影響を及ぼすことになることと事業の困難さを警告しております。直ちに資金停止を撤回することを強く求めるものであります。現在の市民生活は、この数年の物価高や水道光熱費の上昇、社会保障の切捨てなど生活困難になっておるわけであり、共産党議員団は、上下水道料金の福祉減免制度を直ちに実現して市民生活や京都経済を支えるよう再三求めてまいりましたが、実現しようとしておりません。さらに、上下水道とも事業の民間委託を推進するウォーターPPPを進める立場を表明し、このまま進むと民営化に道を開くことにもなりかねません。よって上下水道局予算にはいずれも反対をしております。

市バス事業につきましては、市内バス交通の82パーセントを占め、市民の足としての役割があります。コロナ後の観光客増により乗客が戻ってきてはおりますが、交通不便地域での対策が強く求められているのに、昨年民間バスの減便や運賃値上げに同調して、運賃調整区間での減便と値上げを住民の声も聴くことなく強行し、さらに今月22日からは均一区間における減便も強行されました。運転手が不足しているということも理由にされておりますが、この30年間、給料を上げないいびつな政治を進めてきた歴代政権の責任であります。昨年市バス運転手の給料引上げがありましたけれども不十分であります。現業5表から1表への給料表転換をすることを強く求めるものであります。今回、市民優先価格が大きな議論となりましたが、優先とは何

か、市民と観光客の違いはマイナンバーカードを使い、優先と言いながら実態は運賃値上げに進む危険性があります。市民の皆さんも使える公共交通にするために、多くの観光客の皆さんが安心して観光できるように交通局と利用者や交通関係者及び学識者との協議をする組織を立ち上げて研究と工夫をしていくことが求められます。同時に、市バスの管理の受委託についても早急に見直すことを求めています。

地下鉄事業につきましては、烏丸線の全駅可動柵設置計画が示され、トイレの改善も示されました。地下鉄事業につきましては、建設や維持管理、改修、安全対策に対する国庫補助制度の抜本的な改善が不可欠であります。その努力を更に強められるよう求めて賛成といたします。

最後に、交通局及び上下水道局の職員不祥事について一言申し述べます。両局における職員不祥事が発覚して、両局及び市全体としての調査・検証チーム、コンプライアンス推進本部が設置され、最終報告と事業プランが発表されました。質疑を通じて事実の解明やその背景、再発防止策が示されましたが、果たしてこれで全容解明になったのか、全職員の納得のいくものとしての確信はあるのですか、市民的に受け入れられるものなのか、甚だ不十分ではないかと言わざるを得ません。引き続いての調査・検証を行い、定期的に議会や市民に報告されることを強く求めています。

以上で討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、吉田孝雄議員に発言を許します。吉田議員。

〔吉田孝雄議員登壇（拍手）〕

**吉田孝雄議員** 公明党京都市議会議員団は、令和7年度一般会計予算及び公営企業特別会計予算ほかの議案に賛成の立場を表明しておりますので、議員団を代表し討論を行います。

賛成する理由は、大きく二つあります。一つは、財政の見える化を図りつつ、未来への投資と過去負債の返済を両立する3年連続の収支均衡予算であるからであり、もう一つは、公明党議員団が地域に根を張った草の根ネットワークで市民の声を受け止めて提出した予算要望のほぼ全ての項目が具体的に推進されており、我が会派の方向性と軌を一にしているからであります。

市長は予算の提案に当たり、京都市が目指す全ての人に居場所と出番がある突き抜ける世界都市について次のように定義しておられます。第1に、誰もが幸せを感じ、生きがいを持って活躍できるウェルビーイングなまち、第2に、世界中から個性や才能にあふれた多彩な人材が集い、市民ぐるみで新たな価値を創造するぬか床のようなまち、そして第3には、日本中・世界中の人から住みたい働きたい活躍したいと思われ、選ばれる唯一無二のまちとのことです。また、令和7年度予算を種まきとなる基盤づくりから進化した本格展開予算と位置付け、市民生活を守る取組、喫緊の課題である人口減少に対する取組、そして京都の価値と強みをいかし、先導的・挑戦的に展開する取組を強化すること。さらには、限られた財源の中、効果的・効率的な施策展開のため、府市協調・オール京都の取組や公民連携等の新しい公共を推進し、追加予算を掛けずに創意工夫を強化するゼロ予算を遂行すると表明されました。これらぬか床や種まき、そして新しい公共という独特のセンスあふれるキーワードは極めてユニークであり、市民に分かりやすいと実感します。松井市長の情熱とビジョン、確かな手腕に期待を寄せ希望を見いだす市民が多いゆえんと確信するものであります。

生命の尊厳と人権の尊重を基調とした新たな価値を創造する人間主義の公明党は、確固たる戦略に基づいて編成された予算を高く評価し、賛成するとともに、どこまでも庶民の側に立って小さな声に寄り添って、政策推進への真摯な提言を重ね続けることを表明いたします。

以下、各分科会や総括質疑で取り上げた具体的な重要政策について申し述べます。

まず、新京都戦略推進のために不可欠な職員の意識改革、働き方改革について、140項目の政策、仕事の仕方改革、持続可能な行財政運営の確立の三つを一体的に進めるビジョンに賛同いたします。幹部職員だけでなく、新しい公共の主体者である中堅や若手職員の皆さんと市長が率直な意見交換を重ねることによって、人材育成が具体的に加速すると心から期待します。

長期ビジョンの策定・推進に向けては、世界文化自由都市宣言を踏まえ、平和と文化を中枢に位置付けるとともに、向こう25年のまちのビジョンを決める重要な局面であることを市民とも共有して取り組んでいただきたい。また、地域防災力の中核を担う消防団の担い手確保については、とりわけ高齢化や若年層の減少という課題を踏まえ、女性や若年層の参加を促進する取組が不可欠です。京都府とも連携しながら幅広い世代への入団促進に取り組んでいただくよう求めます。

環境政策については、我が会派が求めてきた循環型社会の構築を一層前進させるサーキュラーエコノミーへの移行に向けた新規事業をスタートされることを高く評価します。地域経済を活性化させながら環境負荷の低減を進めることと併せて、脱炭素社会の実現に向け将来世代が環境問題を自分事として捉え、主体性や批判的思考力を養う探求学習を企業等と連携し、生徒が社会への貢献を実感できる仕組みや食品ロス削減の更なる推進に向けフードテックサービスの強化を求めておきます。

次に、保健福祉政策については、高齢化や障害者支援のニーズが高まる中、人口減少を迎えても市民の命と暮らしを守る役割を持続的に果たす予算としたことを評価します。そのうえで、重層的支援体制・共生社会の充実に向けた創造的福祉社会の実現を目指し、高齢者や障害者が活躍できる就労支援の拡充に向けて、京都府との連携を強化し、誰もが安心と生きがいを感じられる環境づくりを進めること、とりわけ在宅人工呼吸器使用者等への非常用電源装置購入支援が、必要な人に確実に支援が届く仕組みとなるよう推進していただきたい。また、社会的孤立や生活困窮などの様々な背景が指摘される多頭飼育崩壊問題をはじめ、動物愛護政策を含めた生命尊厳を共有する社会の構築を進めることを要望いたします。

子供や若者への支援については、新京都戦略の政策集で、京都ならではの学びと子育て環境を通して未来を担う子供・若者を社会全体で共に育むまちを掲げておられます。子育て世代の定住・移住につながる取組を確実に進めるとともに、市民生活を支える交通手段の維持・確保として民間バス路線の維持・支援を市バスとの新たな連携の取組として検討していただくよう求めます。

また、m e e t u s山科-醍醐プロジェクトについては、多様な人々が住み、学び、つながることのできる文化・教育のまち山科・醍醐との方向性を打ち出しておられます。東野公園に関わる取組については、インクルーシブな遊具設置をはじめとする多世代の様々なニーズに対応できる空間を整備するよう、かねてより我が会派が求めていたことであり高く評価するものであります。元ラクト健康・文化館や東部クリーンセンター跡地においても、つながるL I B × L A Bプロジェクトとして新しい図書館構想に向けた検討が開始されたことに期待しています。地域の声を最大限に尊重し、実現への現場第一主義の創意工夫をお願いします。そして、安心・安全で災害に強いレジリエントなまちとして、建築物や道路のバリアフリー化を通して障害者や高齢者など、全ての人に優しい都市環境の整備促進に取り組むことで防災・減災対策に努めていただきたい。

地域自治推進については、先日、我が会派が提出した政策提言、人と人を結ぶ新しい協働プラットフォームの在り方で詳しく言及しましたが、人と人をつなぐ結節点としての区役所・支所の機能強化に取り組むとともに、一人一人が尊重され誰一人取り残さない共生社会の推進を望みます。特に、若年被害女性等支援事業や児童相談所の過酷な労働環境の改善に向け、より一層の充実を求めます。また、妊娠前から子供・若者まで切れ目のない支援をするため、京都市はぐくみプランを着実に推進していただきたい。男性の産後鬱などへの支援も含めて、真に切れ目のない支援となることをお願いしたいと思います。

教育については、国からの支援が決定した学校体育館の空調整備を早急に計画・実行する中で、断熱化も含めた総合的な施設管理の充実のため、令和15年度以降も国の支援を確実に受け取れるような取組をお願いしたいと思います。高校授業料無償化が進む中、教育の質と多様性を重んじる公教育の充実が重要です。また、生徒にとっての最大の教育環境は教師自身であるとの観点からも、教員の処遇改善にしっかりと取り組むべきと申し上げます。さらに、英語教育におけるA L Tの拡充を大いに評価します。今後はS T E A M教育の推進をはじめ、どこまでも等しく教育機会に触れられるよう環境改善に取り組むことを望みます。

産業政策については、長引く物価高騰の中にあって、地域企業、伝統産業、農林業を下支えする継続的な支援が重要であることは言うまでもありません。それと共にスタートアップの創出・成長、企業立地促進、半導体産業推進など未来の京都に向けた意欲的で多彩な事業が並ぶ中、産官学の連携をはじめとした京都の強みをいかしながら、産業基盤の強化、また、京都企業の更なる発展につながるよう斬新かつ柔軟な施策展開をお願いします。

観光と市民生活の調和については、生じる課題に対して市民の声に寄り添いながら対策を進めるとともに、観光効果の更なる見える化を進め、多くの市民が観光による市民生活の向上などの効果を実感できる取組を充実していただきたいと申し上げます。

次に、公営企業についてです。まず、市バス・地下鉄事業については、厳しい経営状況の中にあっても、地下鉄烏丸線可動式ホーム柵の全駅設置に向けた基本設計、地下鉄駅トイレのアップグレード、更なるキャ

ツシユレス化を含むDXの推進など積極的な取組がなされることを大きく評価するものであります。引き続き、なりふり構わない経営改善に取り組みながらも、お子さんから高齢者、女性、障害者、観光客など多種多様な内外のお客様が、安心・安全でより便利に快適に利用できる地下鉄・市バスを目指して着実な取組をお願いします。中でも、市民優先価格の一日も早い実現を目指すとともに、市バスの混雑緩和に向けた取組の更なる充実・強化を求めます。と共に、喫緊の課題である市バス運転士をはじめとした担い手確保については、市民の足を守るために職員の処遇及び職場環境の更なる改善を図る中で、全力で取り組んでいただきたいと申し述べます。

上下水道事業につきましては、水需要の減少などにより厳しい経営状況が続く中、施設マネジメント検討結果の中間報告でも、今後の上下水道管路更新費用の増大が報告されており、更に厳しさを増しております。京都市上下水道事業審議会が設置されることもあり、持続可能な上下水道事業に向けて更なる経営改善の取組が必要な状況であると指摘いたします。大規模地震などの激甚災害への不安が高まっています。市民の命を守る管路や施設の改善や更新は極めて重要です。上下水道耐震化計画や施設マネジメントに基づき、耐震化を着実に進めていただきたい。各地で老朽管による被害が発生する中、AIなどを含めた最新技術の活用を進めるなど漏水対策の充実・強化に取り組んでいただくことを求めます。新たに設置されるお客様サービスセンターについては、災害対応の強化に期待するとともに、お客様から頂いた声を基に更なるお客様サービスの迅速かつ適切な向上につなげていくようお願いします。

以上、主な具体政策について述べました。激動の時代を切りひらくには、新しい情熱と清新な英知を結集し、勇気ある決断を重ねることが重要です。京都市の未来にとっても今が最も重要な局面であるとの自覚に立って、我が議員団は団結して前進することをお誓いし、討論を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、山本陽子議員に発言を許します。山本議員。

〔山本陽子議員登壇（拍手）〕

**山本陽子議員** 日本共産党京都市会議員団は、議第21号京都市宿泊税条例の一部を改正する条例の制定について反対しています。私は議員団を代表し、その理由を述べ討論を行います。

2017年宿泊税条例の制定当時、日本共産党市議団は、提案された宿泊税について、1、違法民泊の補足、2、税の公平性、3、使途の無限定、4、観光政策の4点の問題を指摘し反対の態度を表明しました。そして、今、これまでの実施状況や議会の審議を経て、今なお宿泊税の問題点はなくなっていないことを指摘するものです。

以下、党議員団が宿泊税条例の改正に反対する理由を述べます。

第1は、税の公平性が解決されない点です。今回、制定時の3区分の定額制から5区分に改定され、2段階細分化されました。しかし、区分の中身を見ると、6,000円の宿泊料に対して400円の宿泊税は6.7パーセントの負担であるのに対し、1万9,000円の宿泊料では2.1パーセントという不公平が生じています。また、宿泊料4万9,000円なら1,000円の税負担ですが、5万円なら4,000円の税負担となり、宿泊料1,000円の違いで3,000円の税負担増と大きく差が生じ、宿泊料金設定に影響を及ぼしかねない内容となっています。税の公平性の課題を解決するためには、免税点の設定と定率制の導入を検討すべきです。

第2は、税の引上げに伴う大幅な増収によって観光目的の使途を大きく逸脱している点にあります。税收規模を126億円、現行の2倍以上に拡大させますが、観光とは無関係な都市基盤整備に60億円充当すると言います。国道1号線・9号線バイパス、堀川通の機能強化についても充当すると認めており、財源ありきで過大な公共投資を促進するおそれもあります。使途の在り方を市民的議論で明確化していくことが必要です。

第3に、宿泊税が市民生活と観光の調和を掲げていることから、市民的にはオーバーツーリズムの解決を期待された宿泊税ですが、期待には応えていない点です。観光課題対策への充当は宿泊税が見込む133億円の行政需要のうち22億円足らずです。ごみの散乱対策やトイレ対策はまだ不十分であることが観光地の住民の認識です。また、市バスの混雑は市民の移動を困難にしています。観光客激増の路線対策に追われて、周辺地域の市バスの減便が進められていることも市民生活と観光の調和と矛盾する事態と言わなければなりません。3月22日付け京都新聞による宿泊施設に対するアンケート調査によれば、宿泊税引上げに反対・どちらかといえば反対・そもそも税徴収に反対が計45.5パーセント、賛成・どちらかといえば賛成が32.7パーセントで、反対が多く、宿泊事業者から理解を得られていないことは重大であると指摘しておきます。以上

の理由から、宿泊税条例を改定してもなお大きな問題が生じており、反対いたします。

もっとも、今日的に観光客などの流入による行政需要の拡大について、地方交付税措置はもとより自治体独自の法定外税の必要性は認めるものであり、この機会に法定外税の在り方について識者の見解を紹介します。現行の宿泊税は、観光客が京都市のインフラやサービスから利益を得ていることにより税を負担してもらう応益原則に基づく目的税を採用していますが、観光客が京都市のインフラからどれだけの益を受けているかは証明不可能です。だからこそ使途が曖昧になります。識者は過剰な観光客の訪問によって行政需要を増大させていることに対する法定外税の根拠として原因者課税が適切とされます。そして求められている法定外税は、流入人口の増大で行政需要が増大し、一般的な行政サービス、すなわち上下水道・ごみ処理・公共交通などの規模が大きくなることにありますから、一般的な行政サービスに充当するためには普通税化することが望ましいとされています。そのうえで、税収の使途については、税の論理ではなく市民的な議論で観光課題対策、高齢者・福祉や子育て、教育など必要な財源として活用すればよいとの立場です。党議員団は、市民の豊かさに結び付ける京都市独自の法定外税とするための検討を求めます。

そして、最後に指摘したいのは、観光政策、オーバーツーリズム対策については、住んでよし、訪れてよしの京都とするための対策が、何よりも不可欠だということです。観光客の分散化対策が鍵と言いますが、観光地の住民生活は既に限界に達しており、地域が維持できない事態を認識すべきです。宿泊施設拡充誘致方針を見直して、宿泊施設のベッド数の上限を定める総量規制が必要です。また、宿泊施設の立地規制も求めてきました。市民が住んでよかったと実感できるまちを作る、そして、そのことを通じて訪れる方にも魅力を感じられる京都市へ市政を転換することこそ必要である。このことを指摘し討論いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、きくち一秀議員に発言を許します。きくち議員。

〔きくち一秀議員登壇（拍手）〕

**きくち一秀議員** 私たち民主・市民フォーラム京都市会議員団は、本市会に提案の議第1号などについて賛成の態度を表明しております。その立場から討論いたします。

一般会計予算については、過去2番目の規模の9,575億円ではありますが、中小企業融資制度預託金の減少を考えると、事業執行においての予算額は実質的には昨年度からプラス281億円であります。歳入については、個人市民税がプラス155億円であり、今後も安定した雇用の継続とスタートアップ企業の成長を促すなど安定的な税収確保に努めていただきたい。歳出については、第二子以降の保育料無償化の4月からの開始を評価すると同時に、障害者、後期高齢者など少数者や弱者に対して、医療・介護など社会福祉関連経緯費が増大する中、来年度を含め今後もきめ細やかな事業の実施を求めます。過去負債である公債償還基金の計画外の取崩しについては、高齢化がピークを迎える令和20年度をめどに来年度は35億円の返済を予定している。また、財政調整基金は、今年度末の見込みでは185億円を計上する。その基金では、主に今後起こる災害対策費用を想定したうえでの積立てであるが、新京都戦略の機能を機能させるための基金であること踏まえ、事業執行と財政の安定の両面で機能することを求めます。

令和8年から実施する宿泊税の税額変更については、今年度の観光客の推移であれば年間126億円の収入見込みであります。法定外目的税として徴収開始以後、観光に資する事業には一般会計からも支出をしてきました。観光と暮らしとの調和を図るため費用的な側面もありますが、宿泊税は観光客と税徴収に御協力いただく宿泊事業者などに還元することが目的税の趣旨であります。来年度、改めて観光に資する事業の実施については、税額の変更に備え深く理解が得れるよう努めていただくことを求めます。

海外企業誘致の推進についてであります。本市においては、これまで市内企業の事業拡大支援及び市外企業の誘致に取り組みられてきており、徐々に成果が表れていると感じています。来年は海外企業誘致の推進に向けて多額の予算計上をされ、取組を図られます。本市は情報発信の強化や海外展示会の出展、そして企業候補の調査・抽出などをし、本格的な誘致に取り組まれることを評価いたします。今後、オフィス空間の更なる創出・京都PRに当たり市長自ら積極的に海外企業にアピールしていくことを求めます。

外国人市民などの実態調査については、本市在住の外国籍市民の方に生活実態や地域との関わり合いを、そして日本人にも交流の状況や課題などについての意識調査を行うことは、在留外国人が急激に増加していることを踏まえ、今後の時代を見据えた重要な事業だと認識しております。この調査をし、外国籍市民の考え、日本人がどう考えているかを把握し、世界各国で起きているような分断社会にならないようにするため

にも、日本人と外国籍市民が地域で調和できる施策の一步として確実・正確な調査を求めます。

住宅政策については、子育て世代の市外流出は市内で住宅が購入できないことが主な原因です。今年度から実施されている最大200万円を交付する京都安心すまい応援金に対する需要が高く、定住促進につながっています。本市内は地価高騰の影響を受けている状況の中、空き家バンクの活用などにより、より良質な既存住宅の提供ができるよう求めます。

開かれた学校づくりについては、地域学校協働活動推進員を行政区内の学校に1名試行的に配置することにより地域の活性化を促し、区役所との連携や新たな人の出会いや機会の創出につながるよう期待をしています。また、学校や教師が担う業務に係る3分類に基づき、先生方が生き生きとした授業を展開し、地域では見守り隊などの充実や部活動の民間委託のスムーズな移行などに取り組み、着実な成果を得られることを求めます。

国民健康保険事業については、来年度は財源不足が約85億円生じます。京都府の納付金の算定に伴い、府への一人当たりの納付金の伸び分は18億円、本市の令和6年度の財源不足分67億円に対して、5年間で解消するための14億円を保険料に反映させたい一方で、残る財源不足は国保基金の残高18億円を全額活用、併せて一般会計から35億円の追加支援を行い、令和7年度予算を構成します。今後は国保基金の運用の機能低下が予想されること、府における納付金算定見直しによる府への納付金増加など、国保会計は課題が山積みですが、持続可能な制度維持を求めます。

市バス・地下鉄事業については、予算編成に当たっての重要課題は担い手不足の対応、市バス混雑対策であります。コロナ禍前の令和元年との比較では、お客様数は、地下鉄はプラス0.8パーセントで5億7,000万円の黒字、市バスはマイナス4パーセントで8億円の赤字が予想されています。両事業とも車両・設備の老朽化対策は、持続可能で安心・安全の基礎としながら、特に物価高騰による経費支出の増加や担い手不足対策としての雇用や環境向上を目的とする人件費の高騰は今後も続くことが予想されています。

改めて、経営の効率化と安心・安全な運行体制の確立に努めることをお願いいたします。ポストコロナで日常生活が戻りつつある中、大学生などの通学定期の販売の減収予測や周辺部からの利用減少などの課題が顕著であり、その原因の把握と対策を講じることを求めます。観光と暮らしの調和では、交通局も大きく関わるうえで、市バスの一部路線、時間次第で生じる混雑対策にきめ細やかに対応すると同時に、赤字路線の収支改善に取り組み、観光客の移動を円滑にするなど、産業観光局、都市計画局、文化市民局などと連携しながら収益向上に取り組むよう求めます。

水道・公共下水道事業については、家庭においては節水傾向にある中、事業用は水道料金、下水道の使用料の増加があるものの、来年度収入は、今年度見込みに対して横ばいであると伺っております。経費支出の状況では、動力費、委託料、薬品費、施設点検、修繕経費など物件費は来年度以降も増加する見込みであり、いわゆる経営上のランニングコストの精査、計画的な施設の長寿命化などを実施すると同時に、利益となる建設改良積立金を確保することで持続可能な経営や企業債の発行を抑制することにつなげ、長期的な視点の中で来年度の事業の実施をするよう求めます。東京都及び政令指定都市との比較では、本市水道料金、下水道使用料は、平均月額より1割低く、京都府下では京田辺市に次ぎ2番目に安い料金であることに対する市民理解に努めると同時に、持続可能な水道供給と下水道などの設備管理の維持を求めます。

以上で賛成討論を終わります。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

~~~~~

議長（西村義直）討論の途中ですが、暫時休憩いたします。

〔午前11時53分休憩〕

〔午後1時再開〕

議長（西村義直）休憩前に引き続き、会議を行います。

~~~~~

議長（西村義直）休憩前の議事を継続し、討論を続行いたします。

片桐直哉議員に発言を許します。片桐議員。

〔片桐直哉議員登壇（拍手）〕

片桐直哉議員 改新京都は、議第1号令和7年度京都市一般会計予算などについて賛成の態度を表明しておりますので、今後の市政運営と予算執行において留意いただきたいことを申し上げ、討論いたします。

まず、今後の行財政運営については、税収増などによって収支状況の改善が進んでいた点を評価します。国際文化観光都市としての逸失利益についての質疑の中で、改めて近年の本市税収が他都市と比較して著しく劣っていることではないということを感じました。収支均衡が達成されていればそれでいいということではありません。収支均衡であっても個々の事業の効果や手法の妥当性の検証は、より厳しい姿勢で臨み市独自の支出について徹底した改革が必要であります。自治体間競争や社会情勢を考えれば、歳出抑制ではなく京都の価値を高める投資をしていくことには賛成をするところですが、1990年代に本市が行った多くの都市開発への投資が、その後長く財政を苦しめた反省に立ち、今後更に進む人口減少社会を見据え、右肩上がりの夢を追いかけるような投資ではなく、人への投資、次世代への投資、文化や環境に対する投資こそ重視していくべきであると考えています。

また、財政調整基金については、その確保指標が行財政改革当時の50億円のままとなっています。今回の予算編成の在り方や他都市の状況も踏まえて、確保すべき金額や考え方について、新たな見解を持つべきではないかと考えるところです。新京都市戦略にも掲げられている仕事の仕方改革は、正に今取り組まねばならない重要課題であります。いかなる個人より全員のほうが賢いという言葉が、京都市職員力・組織力向上プラン3rdステージの中に書かれていましたが、これまでの市役所の意思決定の中では、豊富な行政経験を持つ職員が全員で率直に意見を出し合い、徹底的に議論し、よりよい政策決定をしていくということが十分できていないのではないかとこれまでから指摘をしてきました。市民や地域、NPO、民間事業者など多様な主体との協働はもちろん重要ですが、それ以上に庁内での局や課の枠を超えた協働、知恵の出し合い、そして自かつ達でオープンな議論が必要であり、そうした市役所を作っていくと求めておきます。

長く懸案であった本市の子育て環境の向上については、今までなかなか取り組むことができなかつた二人目以降の保育料の無償化が予算化された点、公園の魅力向上や遊び場の創出に取り組まれる点、特に東野公園の大規模改修は地域の要望も大きかったことから予算に盛り込まれたことを評価するところです。公園の充実を求める声は大きく、子育て世代に選ばれるまちになっていくことに果たす役割も多いことから、民間の協力を最大限に得ながら戦略的な投資を続けることを望みます。

山紫水明の京都、生物多様性の取組については、予算審議の中では余り活発な議論とはなりませんでしたが、京都を取り巻く山々の環境や水や生態系を守っていく取組に対して、市民の関心が高いとは言えない状況ではありますが、大切な取組であり、より広い巻き込みに期待をするものです。

京都経済をけん引する産業政策としては、スタートアップ支援や企業誘致が前面に出されておりますが、環境や人権や固有の文化を大切にしたい経済が長期的には世界のスタンダードになっていくものと思われまふ。自然と調和した循環型経済の推進をもっと前に打ち出していくべきではないでしょうか。今回、大きく改正される宿泊税については見直しに賛成いたしますが、その使途が観光客はもとより市民に受益感のあるものとなるよう運用することに注意が必要です。目的税たる目的の文言や基金の創設等、観光と市民、双方向に理解を促されるよう不断の検討を求めます。また、宿泊客離れに対する懸念の声もあります。観光動向調査等により、つぶさに観光客の動きについて把握し、宿泊税の見直し後の効果検証と今後の柔軟な対応を求めるものです。

観光課題・オーバーツーリズム対策については、予算化された今の取組だけで全てが解消するものではありません。他都市からの自動車の流入抑制や市内中心部での大型バスの駐車場所の確保、混雑する場所での歩道の拡幅、ターミナルや地下鉄駅でのエスカレーターやエレベーターの増設などにも取り組んでいくべきでありますし、伝統ある商店街がインバウンド向けのお店ばかりになっていくことや家賃の高騰で歴史あるお店が閉店してしまうことなど、京都のまちの魅力が薄れていくことや混雑と宿泊価格等の上昇によって修学旅行で京都を回避する動きが出始めていることなども観光課題として位置付け、今まで以上に市民生活と観光の両立が図れるよう取り組んでいくことを求めます。

次に、公営交通事業については、特に市バス事業での担い手不足の深刻化により、減便を含めた路線・ダイヤの見直しを余儀なくされましたが、このことはやむを得ない対応であったと理解しています。担い手不足は全国的な課題であり、労働力人口全体が今後更に減少することから、改善を図ることは容易ではありません。鉄道や他の事業者と並行する路線の整理や乗換えを前提として路線を再編するなど、持続可能な運営に向けたより大胆な見直しに早期に着手する必要があることを指摘しておきます。市バスの市民優先価格については、今後詳細に制度設計がなされていくものとは認識していますが、市外にお住まいで市内に通勤・

通学されている方、住民票を移していない在住の大学生などがどういう扱いになるかなど多くの市民が注目しています。何のために優先価格を導入するのか、その目的を明確化したうえで利用者に納得される制度設計となるよう開かれた形で議論が進められることを望みます。

最後に、つなぎ手・結節点についてであります。市役所や市の職員が今まで以上にそうした役割を果たそうとしていく、これは大変よい取組であると考えます。これまで活動的な市民の中からは、行政との関わりが公平性の原則や行政区や局の縦割りに巻き込まれ、動きにくくなるというそういった御心配の声もありましたが、市民の中に積極的に入り、そうした壁を打ち破っていただきたいと願っております。市役所・職員の意識も変わろうと動き出していく中、私たち議員も固定観念に捉われずこれまで以上により広くつながり、ネットワークを構築し、組立てを考えて課題解決の道筋を作っていけるつなぎ手・結節点の役割を果たしていこうではありませんか。

そのことを議場の皆様へ申し上げ、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、平山たかお議員に発言を許します。平山議員。

〔平山たかお議員登壇（拍手）〕

**平山たかお議員** 自由民主党京都市議員団は、議第12号令和7年度水道事業特別会計予算及び13号令和7年度公共下水道事業特別会計予算、また、議第14号令和7年度自動車運送事業特別会計予算及び15号令和7年度高速鉄道事業特別会計予算に賛成をすとの立場を表明しておりますので、私は議員団を代表しその理由を述べ、討論といたします。

まず、その討論に先立ち一言申し上げます。今年度は、上下水道局、交通局とも不祥事問題に多くの時間を委員会でも費やしました。来年度は猛省のうえ、新たなスタートを切っていただきますように指摘をさせていただきます。

さて、上下水道事業に関してですが、両事業ともに節水型社会の浸透による水需要の減少、様々な技術の進歩、そして人口減少局面を迎えるような厳しい状況下においても、業務執行体制の効率化や効率的な事業運営を行い、老朽化した水道配水管の更新や下水道の将来の大規模更新の財源となる建設改良積立金（利益）の確保は水道事業で13億円、下水道事業で21.2億円確保できる見込みであります。私たちの命と健康に欠かすことのできない上下水道事業を公営事業として何としても守るための予算編成である。そのように認識をいたしておりますが、建設改良積立金の確保額は、両事業ともに過去に策定したプランを下回る厳しい状況も示されております。物価高騰などの影響を受け、今後も厳しさを増す財政状況であることは間違いなく、特に水道事業においては令和7年度に累積資金不足が生じる見通しも示されております。加えて、工事費の上昇、更新を着実に進めるために必要となる事業費の増加、財源不足といった中でも、引き続き企業債の発行抑制も必要であり、まさしく予断を許さない財政状況である、そのように認識をいたしております。

一方で、埼玉県八潮市において発生した下水道管路の破損に伴う道路の陥没事故も受け、上下水道局は緊急点検を行い、異常は確認されませんでした。今後、いつ何どき、どこで、京都市においても発生するかは分からず、しっかりと建設改良積立金等を確保し、未来にわたって安心・安全な上下水道事業を守ることができるようにならなければなりません。そこで、上下水道局としても、京都市上下水道事業審議会を設置したうえで、次年度は次期経営ビジョンの策定に向けた検討を開始する、そのように示しており、加えて、過日の産業交通水道委員会でも、施設マネジメントの考え方に基づいて、長期的な視点で事業量そして事業費を平準化させるための中間報告も示されました。これらの前提として、市民の皆様の理解がなくてはなりません。上下水道事業の厳しい経営環境だけではなく、事業の方向性も含め、あらゆる機会を捉え市民の皆様にしかりと伝わるよう情報発信をする必要があります。京都市内には、水道管路、下水道管路それぞれ約4,200キロメートルが、まさしく毛細血管のように市民生活を支えるために張り巡らされております。公営企業として、未来にわたって持続可能な上下水道事業を実現していただくように強く求めておきます。

次に、市バス・地下鉄事業に関して申し上げます。令和7年度のお客様数の見通しは、コロナ禍前の令和元年度と比較し、市バスでマイナス4パーセント、地下鉄でプラス0.8パーセントと前年度より改善する見込みではありますが、車両・設備の老朽化更新や処遇改善のための人件費、燃料費高騰による経常支出の増加により、市バスでは8億円の赤字の見込み。地下鉄では何とか5億円の黒字を見込むものの、引き続き多額の企業債を償還していく必要もあり、両事業ともに厳しい経営状況であります。その中であっても、昨今、京都市が抱えている大きな問題の一つでもある観光課題、オーバーツーリズムへの対応が急務となっております。

す。令和6年度には全国初の取組として導入した観光特急バス。この取組の主眼は観光客の利便性向上にもつながりますが、何よりも市民の皆様が普段乗られる一般路線、そして生活路線の混雑緩和である。そういったことは改めて伝えなくてはいけないと認識いたしております。そのうえで、観光の恩恵を何とか幅広く市民の皆様の実感していただかなくてはいけない。そのような思いで、こちら全国初めての取組となる、また松井市長の市長選挙における公約の一つでもあった市民優先価格に関しても、今市会の代表質疑において令和9年度中の導入を目指す。そのような力強い方針を示していただきました。また、クレジットカードのタッチ決済の導入やバス・バスの無料乗り継ぎなども同時に実施できるよう検討される、そのような前向きな答弁もありましたので、しっかりと進めていただくように求めておきます。

市内中心部での混雑対策の一方で周辺部での増客も課題であります。そのような中において、令和7年3月22日の市バスの新ダイヤにおいて一部ではあるが減便をせざるを得ない状況となりました。もちろん私たちもですし、何よりも交通局としても本音では減便などしたくなかったはずだと私は思います。なぜそのような状況となったのか。やはり、市バスの運転手の成り手不足が挙げられるものだと認識をいたしております。今、公共人材の成り手が減っております。過日の総括質疑における松井市長の答弁を借りるのであれば、公務員のみならず他者のために働く人たち、そういった方々をもっとリスペクトするような土壌を作っていないかなくてはならない。私も同感であります。もちろん、必要以上に手厚く処遇せよ、そういった話ではありませんが、当たり前前の日常は決して当たり前前に存在しない。その当たり前を支えている誰かが存在しているから、当たり前前の日常があるということに改めて思いをはせなくてはならないと思っております。少子長寿社会の昨今において、公共交通の重要性は更に増すものだと思います。地下鉄においても、烏丸線の可動式ホーム柵の全駅設置や長年の懸案であった四条駅のエレベーター整備に取り組みされることも表明をされました。様々な課題もございますが、是非、日本一の市バス・地下鉄事業を目指していただくことを強く求め、私の賛成討論とさせていただきます。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第1号、議第3号及び議第26号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第4号ないし議第6号、議第12号ないし議第14号、議第17号、議第18号、議第21号、議第23号、議第24号、議第32号、議第35号、議第36号及び議第221号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案13件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第3、議第16号、議第20号、議第40号ないし議第42号及び議第219号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、ほか5件、以上6件を一括議題といたします。

総務消防委員長の報告を求めます。総務消防委員長、おんづか功議員。

〔おんづか総務消防委員長登壇（拍手）〕

**総務消防委員長（おんづか功）** 本委員会に付託されました議第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、ほか5件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月27日の本会議において付託を受け、3月17日に、議第16号及び20号の2件については行財政局に対し、議第41号、42号及び219号の3件については総合企画局に対し、議第40号については選挙管理委員会事務局に対しそれぞれ質疑を行った次第であります。

初めに、令和6年度分の議案について申し上げます。議第219号国際親善交流基金条例の一部改正については、理事者から、国際交流会館における音響機器の更新及び京都・西安友好都市提携50周年を記念した文化・産業・学術等の交流事業の実施等に必要な財源に充てるため、基金の一部を処分しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、基金の設置経過とこれまでの活用状況及び令和6年度の取崩し額の使途、外国籍市民の増加を見据えた今後の展開などについて質疑や御意見がありました。

続きまして、令和7年度分の議案について申し上げます。まず、議第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については、理事者から、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、職員の退隠料等に関する条例ほか19条例について規定整備を行うとともに、風紀取締条例に基づく事務を処理する権限を現在有している京都府警察から、同条例を廃止することに問題はないとの見解が示されたことを踏まえ、同条例を廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、今回の刑法改正は国連の強制労働の廃止等を求める勧告等に反し国際的な潮流に逆行するものであるとの指摘、改正対象の条例のうち罰則を定める条例の確認などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第20号旅費条例の一部改正については、理事者から、国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法の一部改正を踏まえ、職員の旅費について、条例上の旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化し、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費法の規定による旅費との均衡を考慮した種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算し、支給することとするともに、関係条例を含む規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、最も経済的な通常の経路及び方法の考え方、安価な経路だけでなく移動の所要時間によって生じる経済的損失についても配慮して経路を選定する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第40号市議会議員及び市長の選挙の公営に関する条例の一部改正については、理事者から、選挙公報の配布について、本市ではこれまで市政協力委員を通じて各世帯に配布しているところ、令和7年度から事業者による配布に変更することを予定しているが、委託事業者の撤退などの不測の事態に備えるため、公職選挙法の規定に準じ、選挙人名簿に記載された者の属する各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別な事情がある場合における配布の方法を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、選挙公報の配布を事業者によるポスティングに変更した経過、新聞折込みで配布する場合の配布率の見込み、選挙公報における視覚障害者の方への対応状況、早期かつ確実な選挙公報の全戸配布に取り組む必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第41号関西広域連合と京都市との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の設定に関する協議については、理事者から、関西広域連合長から令和7年度及び8年度について地方公務員法に定める公平委員会の事務を本市に委託することについて依頼があったことから、地方自治法の規定に基づき、関西広域連合との間で事務の委託を受ける規約を定めるため、協議を行おうとするものであるとの説明がありました。これに対し、公平委員会の事務の概要及びその独立性について質疑がありました。

次に、議第42号関西広域連合規約の変更に関する協議については、理事者から、関西広域連合の副広域連合長の定数を現行の一人から3人以内に変更すること、また、広域連合長に事故があるとき等の副広域連合長による職務代理について、副広域連合長が二人以上あるときはあらかじめ広域連合長が定めた順序で代理するよう規定すること及び関西広域連合委員会に置かれる副委員長については、副広域連合長が二人以上あるときは、広域連合長が指定する副広域連合長一人をもって充てるよう規定するため、関西広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定に基づき関係地方公共団体と協議を行うものであるとの説明がありました。これに対し、今回の規約変更の目的及び事務事業を拡大することで関西広域連合の道州制への転化につながることへの懸念などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党の各議員団は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第16号及び42号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第16号及び42号については多数をもって、残余の議案4件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり

り可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。まず、議第16号及び議第42号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案4件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第4、議第25号、議第27号、議第28号、議第222号及び議第237号京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件、以上5件を一括議題といたします。

環境福祉委員長の報告を求めます。環境福祉委員長、玉本なるみ議員。

〔玉本環境福祉委員長登壇（拍手）〕

**環境福祉委員長（玉本なるみ）** 本委員会に付託されました議第25号京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月27日の本会議において付託を受け、3月17日に、保健福祉局に対し質疑を行った次第であります。

初めに、令和6年度分の議案について申し上げます。まず、議第222号中央保護所条例の廃止については、理事者から、令和4年4月から休止している中央保護所について、休止後も住居を失った方に対する支援に支障は生じておらず、その設置の必要性が低下し他の施設で代替も可能であることから、廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対して、中央保護所の施設を再整備し再度緊急一時宿泊施設として活用することを検討する必要性、既存のエレベーターを活用したバリアフリー化や施設の再整備を行うという方針を採らなかった理由などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第237号動産の処分については、理事者から、京都市中央斎場における残骨灰の減容化に伴い生じた貴金属を減容化業務の委託業者に売り払おうとするものであるとの説明がありました。

続きまして、令和7年度分の議案について申し上げます。まず、議第25号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、理事者から、いわゆる障害者総合支援法の改正により、就労選択支援に係る人員、設備及び運営の基準等が定められたことに伴い、本市条例においても当該基準等を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、就労選択支援を行う事業所に対して地震に対する安全性の確保を条例で規定する理由、就労選択支援の追加による本市、事業者及び利用者への影響、障害福祉サービスを提供する事業所のサービスがより利用者に寄り添ったものとなるように公的な関与を強化する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第27号介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、理事者から、介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターにおいて柔軟な職員配置が可能となったことに伴い、本条例においても同様の規定を設けようとするものであるとの説明がありました。これに対し、地域包括支援センターの人員配置の基準緩和により介護の専門性に責任が持てなくなるのではないかと懸念及び今後のセンターにおける職員配置状況の見込みなどについて質疑や御意見がありました。

次に、議第28号保健所条例の一部改正については、理事者から、保健所を令和7年2月末にしゅん工した京都市役所北庁舎に移転させることに伴い、保健所の位置を変更しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、保健所本来の役割を果たすためには保健所業務の集約化は行うべきではないとの指摘など

について質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各会派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、改新京都の各議員団及び無所属2名の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第28号及び222号については反対し、そのほかの議案については、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第28号及び222号については多数をもって、残余の議案3件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これを持ちまして、委員長報告を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。まず、議第28号及び議第222号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案3件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第5、議第22号、議第29号ないし議第31号、議第223号及び議第240号京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について、ほか5件、以上6件を一括議題といたします。

文教はぐくみ委員長の報告を求めます。文教はぐくみ委員長、井上よしひろ議員。

〔井上文教はぐくみ委員長登壇（拍手）〕

**文教はぐくみ委員長（井上よしひろ）** 本委員会に付託されました議第22号京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定について、ほか5件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月27日の本会議において付託を受け、3月17日に、議第22号については文化市民局に対し、議第29号から31号、223号及び240号の5件については子ども若者はぐくみ局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

初めに、令和6年度分の議案について申し上げます。まず、議第223号認定こども園の認定の要件等に関する条例等の一部改正については、理事者から、同条例について、幼保連携型、幼稚園型及び保育所型の認定こども園における職員配置の特例措置の期間について、保育の担い手確保が以前にも増して厳しい状況にあること等を踏まえ、国基準と同様に当分の間に改めること、また、幼保連携型認定こども園の副園長と教頭の資格に関する特例措置の期間を国基準と同様に令和8年度末まで延長することのほか、栄養士法の一部改正により、幼稚園型及び保育所型の認定こども園において食事の外部搬入を行う場合の要件を変更するため措置を講じようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第240号訴えの提起については、理事者から、相手方に対して、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付金の償還金の支払を請求したが、償還に応じようとしないため、本市からの支払督促の申立てを受けた裁判所が相手方に支払督促を行ったところ、これに対して、相手方が適法な督促異議の申立てを行ったことにより、本市の支払督促の申立時に訴えの提起があったとみなされたことから、訴訟の継続又は裁判上の和解を行おうとするものであるとの説明がありました。

続きまして、令和7年度分の議案について申し上げます。まず、議第22号市民活動センター条例の一部改正については、理事者から、左京東部いきいき市民活動センターを廃止するとともに、市民活動総合センターにおけるスモールオフィスの使用期間の上限を引き上げようとするものであるとの説明がありました。これに対し、いきいき市民活動センターの条例上の位置付けや利用者数が増加している状況に加え、本市がサークル等の活動拠点として定着していると説明していることから、施設の重要性は明らかであり廃止すべきではないとの指摘、いきいき市民活動センターの在り方の基本方針策定時から本市の財政状況が好転していること等を踏まえ、改めて公共施設の在り方を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第29号児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、理事者から、同条例について、児童福祉法の改正に伴い、一時保護施設と乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたほか、保育所の職員配置等に係る特例措置の適用期限の到来に伴う特例措置を国基準と同様に、当分の間に変更するため、措置を講じようとするものであるとの説明がありました。これに対し、様々な年齢の子供を安全に預かるための設備や職員配置の状況、保育所等の職員配置に係る特例措置期間を延長することについての認識及び現場への影響、乳児等通園支援事業の実施に当たっての耐震基準の適用除外の取扱い、耐震化を図る必要がある施設に対する今後の取組方針、本条例で規定する一時保護施設の想定、一時保護施設の設置に当たっての児童相談所の関わりなどについて質疑や御意見がありました。

次に、議第30号子ども・子育て支援法施行条例の一部改正については、理事者から、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付の制度が新たに設けられることから、当該制度に関し命じられた報告等をしない者等を過料の対象とするとともに、規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、過料規定を新たに設ける理由及び妊婦のための支援給付に係る不正請求の状況などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第31号保育所条例の一部改正については、理事者から、児童福祉法の一部改正に伴い、保育所等における乳児等通園支援事業が創設されることから、当該事業を利用する者が市営保育所を利用することができるよう利用資格を改めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、これまでから市営保育所で乳児等通園支援事業を実施している中で改めて条例に規定する理由、壬生保育所で実施する乳児等通園支援事業の令和7年度以降の利用形態の想定などについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第22号、29号から31号及び223号については反対し、議第240号については、原案に賛成するとのことでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第22号、29号から31号及び223号については多数をもって、議第240号については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これをもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。とがし豊議員。

〔とがし豊議員登壇（拍手）〕

**とがし豊議員** 議第22号いきいき市民活動センター条例の一部改正について、日本共産党京都市議員団は反対の態度を表明しておりますので、その理由を述べます。

市長は、この条例改正で左京東部いきいき市民活動センターを来年2026年4月1日をもって廃止するとしていますが、私どもは存続・再整備すべきだと考えます。文教はぐくみ委員会での質疑の中で、文化市民局は、施設の意義として指定管理者の得意分野をいかした舞台芸術や体育館があるのでダンスやバスケットボールとか体育のサークル活動が盛んである、様々な活動がやられており、その中で出会いもあり、新しい取組が生まれる非常に価値のある施設だと思っていると高く評価されていました。この施設を廃止すれば、現実として1か所減るという意味では、そういう活動の場所がなくなるとお認めになっています。今回の施設の廃止は、余りにも理不尽ではありませんか。

平成23年、2011年、コミュニティセンター条例が廃止され、その跡地をこれまで以上に広く市民に開かれた施設として活用できるようにしようと、いきいき市民活動センターが13か所発足しました。当局はしきりに、当時のいきさつとして、あくまでも既存施設の暫定的活用として設置されたのだと強調されます。しかし、条例そのものにはどう書かれているのでしょうか。第1条には、市民による自主的なまちづくりを促進することにより、豊かで活力ある地域社会の形成に資するため、市民公益活動その他の活動の用に供するための施設として設置されたと明記されています。つまり、とりあえず暫定利用しようなどという曖昧な目的での設置ではなく、豊かで活力ある地域社会の形成に資するという明確な目的を持って設置されたのであります。だからこそ、団地再生計画の中で、北いきいき市民活動センターは学校跡地へ移転・再整備する形で存続を図られたのではありませんか。

さらに、今回の審議を通じて明らかになったのは、左京東部いきいき市民活動センターの廃止は手始めで、次に岡崎、そして、そのほかのいきいき市民活動センターも順次廃止になりかねないことが明らかになりました。今このことを知った皆さんから驚きと怒りの声が寄せられています。地域のまちづくりに関わっておられる方は、いきいき市民活動センターはただの貸館としてではなく、様々な人々をつなぐ場所になっている。市民活動の結節点となっている場所をなくしてしまうのは余りにももったいないとおっしゃっています。様々な地域の皆さんから、もっと身近に気軽に集まれる場所が欲しいという声が上がっており、豊かで活力ある地域社会の形成に資する施設であるいきいき市民活動センターは、廃止ではなくてむしろ増やしていくべきではありませんか。いきいき市民活動センターを廃止して、どうして松井市長が新京都戦略で打ち出す全ての人に居場所と出番を作ることができるのでしょうか。私ども日本共産党市会議員団は、住民の皆さん、利用者の皆さん、将来利用されるかもしれない幅広い方々も含めありとあらゆる皆さんと手をつなぎ、このいきいき市民活動センター廃止方針撤回を求めて頑張り抜きます。市長は団地再生計画を改め、左京東部いきいき市民活動センターは存続すべきです。

最後に、本廃止条例に反対するように、ほかの会派、議員の皆様にも呼び掛けまして討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、議第22号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第29号ないし議第31号及び議第223号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第240号を表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第6、議第33号、議第34号、議第37号、議第224号ないし議第226号、議第230号ないし議第236号及び議第238号京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか13件、以上14件を一括議題といたします。

まちづくり委員長の報告を求めます。まちづくり委員長、兵藤しんいち議員。

〔兵藤まちづくり委員長登壇（拍手）〕

**まちづくり委員長（兵藤しんいち）** 本委員会に付託されました議第33号京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか13件につきまして、審査の過程において論議されました主な事項とその結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、2月27日の本会議において付託を受け、3月18日に、議第33号、34号、224号、230号から233号及び238号の8件については都市計画局に対し、議第37号、225号、226号及び234号から236号の6件については建設局に対し、それぞれ質疑を行った次第であります。

初めに、令和6年度分の議案について申し上げます。まず、議第224号市営住宅条例の一部改正については、理事者から、二人以上の世帯については配偶者暴力相談支援センター等から配偶者等による暴力を理由に保護され、または対面により相談した旨の証明書の交付を受けた者等についても市営住宅への入居を優先的に認めているが、DV被害者である単身者についても、市営住宅へ入居できるよう制度を拡充しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、申請から入居までの流れ及び手続に要する期間、DV被害者が希望する立地の市営住宅に速やかに入居できるよう空き部屋の整備を進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第225号緑化・公園管理基金条例の一部改正については、理事者から、緑化事業の推進及び都市

公園の管理に必要な財源に充てるため受納した寄付を篤志緑化・公園管理基金に積み立てようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第226号京都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程等の廃止については、理事者から、土地区画整理事業を施行するために制定された一乗寺地区土地区画整理事業施行規程ほか7条例について、換地処分を行い、清算金の徴収・交付が終了し、事業が完了したため、これらを廃止しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、換地処分が完了してから相当年数が経過したタイミングで施行規程を廃止する理由、地権者から提起されている審査請求の具体的内容、審査請求の進捗状況を定期的に議会に報告する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第230号壬生東市営住宅新1号棟（仮称）新築工事請負契約の変更については、理事者から、賃金及び材料の価格等の変動に伴い現行の請負金額が不相当となったため、請負人からの請求により、契約書の規定に基づき請負金額を増額する必要があること、掘削工事を行う中で、地中埋設物が発見されたため、残土の処分に際し、分別作業及び処分に係る費用を追加する必要があることから、請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、管理戸数を大幅に減らすことに対する住民からの意見聴取の実施状況、団地再生事業で生じる活用地に整備する施設について住民の意見を聴く必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第231号及び議第232号養正市営住宅新2号棟（仮称）新築工事請負契約の変更、ほか1件、以上2件については、理事者から、賃金及び材料の価格等の変動に伴い現行の請負金額が不相当となったため、請負人からの請求により、契約書の規定に基づき請負金額を増額する必要があることから、それぞれ請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これらに対し、工事の進捗状況及び変更契約の具体的内容、多様な人々が住める環境づくりに向けてワークショップを開くなど幅広い住民の意見を聴き団地再生事業で生じる活用地の活用方法を検討する必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第233号三条市営住宅S1棟（仮称）新築工事請負契約の変更については、理事者から、賃金及び材料の価格等の変動に伴い現行の請負金額が不相当となったため、請負人からの請求により、契約書の規定に基づき請負金額を増額する必要があることから、請負契約の変更契約を締結しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、三条市営住宅と併せて団地再生事業に取り組む岡崎市営住宅について、第2期以降の整備を待たずに現地での住環境改善に向けて取り組む考え、区役所や空き家対策等の関連部署と連携し、一人でも多くの人に住んでもらえるよう団地再生事業を進める必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第234号市道路線の認定及び議第235号市道路線の廃止、以上2件については、理事者から、京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の施行により建設した道路など合計4路線を認定し、また、同事業の施行に伴い不要となった道路など合計12路線の全部又は一部を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第236号損害賠償の額の決定については、理事者から、街路樹管理のかしに起因する事故に係る損害について、本市が賠償することで合意し、示談するため、損害賠償の額を定めようとするものであるとの説明がありました。これに対し、街路樹の枝の枯損を把握できなかった理由及び事故発生箇所における巡視点検の直近の実施状況、街路樹の質的・量的な管理の向上や巡視点検に必要な人員を確保するなどより一層の体制強化を図る必要性などについて質疑や御意見がありました。

次に、議第238号訴えの提起については、理事者から、相手方所有の建築物の除却費用及び緊急安全措置費用並びにこれらに対する遅延損害金を強制執行により回収するために、支払の請求に係る訴えを提起するものであるとの説明がありました。

続きまして、令和7年度分の議案について申し上げます。まず、議第33号京北区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、理事者から、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、建築基準法が一部改正されることに伴い規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第34号建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部改正については、理事者から、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正により、駐車場及び劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化基準が見直されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の

規定に基づき本条例で同基準に付加していた基準を廃止するなど、規定を整備しようとするものであるとの説明がありました。

次に、議第37号都市公園条例の一部改正については、理事者から、都市公園において行うことを禁止している行為について、市長が特別の理由があると認める場合には行うことができることとしようとするものであるとの説明がありました。これに対し、市長が特別の理由があると認めるときの運用に関するガイドラインを策定する考えなどについて質疑や御意見がありました。

概略、以上のような審査の後、更に各党派等において御検討いただき、その結果を昨日の委員会で御発表いただきましたところ次のとおりでありました。すなわち、自民党、維新・京都・国民、公明党、民主・市民フォーラムの各議員団及び無所属の委員は、いずれも原案に賛成する。共産党議員団は、議第230号から233号については反対し、その他の議案については、いずれも原案に賛成することでありました。

そこで、直ちに表決を採りましたところ、ただ今お手元に配付してあります委員会報告書のとおり、議第230号から233号については多数をもって、残余の議案10件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上であります。これもちまして、委員長報告を終わります。（拍手）

**議長（西村義直）** これより表決を採ります。まず、議第230号ないし議第233号を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、残余の議案10件を一括表決に付します。本案は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第7、議第43号京都市副市長の選任についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

この場合、吉田副市長に発言を許します。吉田副市長。

〔吉田副市長議席前面に立つ〕

**副市長（吉田良比呂）** 失礼いたします。この度は、私の副市長の再任につきまして御同意を賜りまして誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

松井市長を支える、そして補佐をするという大変重要な役割を再び担わせていただくことになり、大変その重責を強く感じ、身の引き締まる思いでございます。私自身は大変微力ではございますが、岡田副市長、そして竹内副市長と共に、全力で松井市長を支えてまいりたいという風に思っているところでもございます。

先ほど、松井市長の下での突き抜ける世界都市京都の実現に向けた本格展開予算であります令和7年度予算が御議決をいただきました。この予算の審議の過程の中で、例えば公共空間の活用、区役所の機能の見直し、そして図書館の活用などにおいて、結節点ということで皆様方から御議論をいただき、そして御意見を頂戴いたしました。当然、図書館また区役所などを結節点としていくということにつきましてはもちろんではございます。それに加えて、私自身も市民の皆様、また各団体の皆様と市政の結節点となるように初心に立ち返り、市民の皆様、そして京都市の今後ますますの発展のために誠心誠意、全力で取り組んでまいる所存でございます。

市会の先生方におかれましては、二代表制の下、丁寧な議論をまた重ねさせていただき、そして意見交換をさせていただき中で、しっかりと連携を取らせていただきたいという風に思っているところでございます。今後とも、皆様方から、先生方からは御指導また御べんたつを賜りたいと思っております。そのことをお願いいたしまして私のお礼の御挨拶と、そして決意とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいた

します。本日は大変ありがとうございます。（拍手）

議長（西村義直）進行いたします。

議長（西村義直）日程第8ないし日程第11、議第44号京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ほか3件、以上4件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議長（西村義直）日程第12ないし日程第32、議第48号京都市農業委員会委員の任命について、ほか20件、以上21件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議長（西村義直）日程第33、議第69号京都府公安委員会委員の推薦についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

議長（西村義直）日程第34、議第70号包括外部監査契約の締結についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第35、これより関西広域連合の議会の議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙につきましては、指名推薦の方法によることとし、議長から指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって議長において宇佐美賢一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今議長から指名いたしました宇佐美議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって宇佐美賢一議員が関西広域連合の議会の議員に当選されました。

議長（西村義直）日程第36、市会議第30号京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（西村義直）日程第37、これより、**常任委員の選任**を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から、ただ今お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたします。

~~~~~

議長（西村義直）日程第38、これより、**市会運営委員の選任**を行います。

市会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から、ただ今お手元に配付してあります名簿のとおり指名いたします。

~~~~~

議長（西村義直）日程第39、**市会議第31号京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定**についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西村義直）御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。菅谷浩平議員。

〔菅谷浩平議員登壇〕

**菅谷浩平議員** 市会運営委員会が本市会に提出されております議第31号京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正案について、私は反対の立場を表明しておりますので、以下その理由を述べます。

本条例案は、京都市特別職報酬等審議会からの答申を受けて、第2条において議員報酬の額を令和9年4月から引き下げること、また人事院勧告を踏まえて、第6条において期末手当の年間支給月数を令和7年4月から0.2か月分引き上げる内容となっています。まず、議員報酬の額を令和9年4月から引き下げる条例改正については、本議会が令和5年1月に全会一致で可決・成立させた我々議員の任期が満了する令和9年3月まで、議員報酬の20パーセントを削減する内容の京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例がある意味で尊重しようとするものであり、反対するものではありません。

一方で、第6条において、期末手当の年間支給月数を令和7年4月以降に引き上げようとする条例改正については、大きく二つの点で問題があり、賛成することはできません。

まず第1に、期末手当の額面についてですが、例えば、議長・副議長を除く我々議員の場合、本条例案は現行と同じ96万円のままとっております。しかしながら、議会として特別職報酬等審議会からの答申を最大限に尊重するのであれば、前述した市会議員の報酬の20パーセントを削減する京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の対象外となっている期末手当に関しては、現行の96万円ではなく92万円に引下げをするのが妥当であり、本来よりも高い額面のまま来年度以降も市会議員だけが期末手当を受け取る理由はどこにもありません。

第2に、本議会は、前述したとおり、令和5年1月に京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例を全会一致で可決しています。このときの提案説明の中で、寺田一博市会運営委員長は、ここにお集まりの全議員を前にこう述べられております。忘れておられる方もいらっしゃると思いますので記憶喚起のために最後の部分を読み上げます。「そこで、今任期においても各会派間で継続的に協議を重ねた結果、引き続き議員報酬の削減を実施することで合意し、本市の財政状況と依然として厳しい市民生活を踏まえ、4年間で総額5億円を超える議員報酬を削減することとし、令和6年1月から令和9年3月まで、議員報酬の20パーセントを削減する条例の制定を提案するものです。市長におかれては、これらの議員報酬の削減等によって生み出される財源につきまして、市会議員一人一人の思いを受け止めて、これまで同様、市民生活の維持向上のため有効に活用いただき、予算を編成する執行機関の長として、より一層の緊張感を持って市政運営に挑んでいただくことを強く要望いたします」と、当時の門川市長に対して本議会として強く要望をしています。

ちなみに、ここにおいで市の市会議員の皆さん、今回、期末手当の支給月数の引上げによりどれだけの財政負担が新たに生じることになるかは御存じでしょうか。今朝の新聞朝刊にも掲載されていましたが、現行の96万円の議員報酬に対して、0.2か月分を引き上げようとした場合、議員一人当たり年額27万8,400円、議会全体としては約1,872万円の歳出増となります。再来年度以降の人事院勧告がどのような内容になるかは分かりませんが、仮に再来年度は据置きであったとしても同額の財政負担が生じるため、2年間で累計約3,744

万円もの財政負担が生じることになります。

また、第1の理由で挙げた特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、議会側が期末手当の額面を96万円から92万円に見直した場合と本条例案が可決した場合とでは、議員一人当たり年額46万6,900円、議会全体で約3,144万円の歳出増となり、同じく2年間で累計約6,288万円もの財政負担が生じることになります。あなた方は、市民生活のために自らの議員報酬を削減して市民生活の維持向上のために有効活用してもらおうと口では言っておきながら、その一方で、期末手当の受取額を増やすという矛盾に満ちあふれたことをされようとしているわけでありますが、この約数千万円のお金は一体どこからやってくるのでしょうか。今般の著しい物価高の中、市民生活のために使われるはずだった一般財源の中から、我々議員に対し余分に支払われることになるわけでありますが、そもそも、我々議員に対する報酬や期末手当は、市民から見て決して少ない金額ではないはずであります。果たしてこの中に、金銭的に生活が苦しい、困難だという方がおられますでしょうか。

今回、私は悩みに悩んで10年間お世話になった党を離れ、所属していた市議団も離脱する決断をしました。それは、正にこの場所で、全議員の総意によって議員報酬の2割カットと5億円を超す財源を市民のために捻出することを決めた。それにもかかわらず、自分たちで決めたことすら守られない京都市議会の体たらくさに、身をもって異を唱えるためであります。本当に私は議員として議会での職責を果たしていると言えるのでしょうか。改めて、私自身も含めてですが、自らの議会における議決の重みを今一度考えるべきではないでしょうか。市民の目から見て、市議会の判断はおかしい、そう言われたいような議会になっていくことを心より願ひまして、本議案に対する反対討論とさせていただきます。

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第40、市会議第32号重度障害者の住まいの場の整備に係る財政支援の強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第41及び日程第42、市会議第33号白タク行為への実効性のある対策を求める意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第43及び日程第44、市会議第35号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書の提出について、ほか1件、以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。田中明秀議員。

〔田中明秀議員登壇（拍手）〕

**田中明秀議員** 自由民主党京都市会議員団は、共産党提案の選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書及び公明党提案の選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書に反対するとの立場を表明しております。共産党提案の意見書は、同制度の導入を前提としたものであり、

賛同することはできません。公明党提案の意見書は、家族ごとの戸籍制度を守る、国民の理解が求められるといった、一定理解ある表現となっていますが、現時点で意見書を出すべきではないとの立場から、私は議員団を代表し、その理由を述べ討論といたします。

今年2月に発表された読売新聞の夫婦の名字についての考えに関する全国調査によると、選択的夫婦別姓制度を導入する方がよいと答えた方が27パーセントいらっしゃった一方で、現行制度維持とお答えになられた方が24パーセント、そして、通称として結婚前の名字を使える機会を拡大するとお答えになられた方が46パーセントと最多でございました。すなわち、約7割の方が選択的夫婦別姓制度を導入しなくてもよいとお考えなのだと受け止めることができます。加えて、本年1月に発表された産経新聞による小学校4年生から中学3年生を対象にしたアンケート調査では、新しい法律で家族が違う名字になったとしたら、賛成ですか、反対ですかとの問いに対して、反対と答えた子供たちが実に半数に上るとの調査も示されています。

夫婦別姓制度は親子別姓制度とも呼称されており、少なくともどちらかの親と子供の姓は異なることになってしまいます。加えて、今示されている制度案で、もし親同士で子供の姓をどちらにするかの決着がつかなかったら家庭裁判所の判断を仰ぐという案も出ていますが、果たして家族で決められないものを家庭裁判所で決定してもよいものなのでしょうか。姓の在り方を踏まえ今後の我が国の家族の在り方などを幅広く議論していくことは大切です。また、姓を変えることで不都合が生じている事態が発生している状況も踏まえれば、通称使用の拡大を図っていくことなどは重要と考えます。選択的夫婦別姓制度については様々な考えや課題があり、慎重な議論が求められるものであり、京都市会として現段階で一定の結論を出すべきものではないと私たちは認識をしています。

以上の理由によって、私たちは両意見書に反対するものです。同僚議員各位の賛同を求め、私の反対討論といたします。御清聴誠にありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）**次に、やまね智史議員に発言を許します。やまね議員。

〔やまね智史議員登壇（拍手）〕

**やまね智史議員** 日本共産党京都市会議員団は、公明党議員団提案の選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書に賛成するとともに、共産党議員団として選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求める意見書を提案していますので、以下、その理由を述べます。

まず、今回、京都市会には、選択的夫婦別姓制度を直ちに導入するための国会審議を求め、意見書提出を求めるとの請願が提出され、3月17日の文教はぐくみ委員会で審査が行われました。そうした経過の中で、複数の会派が意見書を提案していることは、市民の声議会を動かしていることの表れであることを述べたいと思います。

次に、本市会においては、2021年3月に、選択的夫婦別氏（別姓）制度に関する国民的議論を求める意見書並びに選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書をいずれも賛成多数で可決しております。その下で今回改めて意見書を提案することの意義についてですが、今回の意見書はいずれも法制化に向けた議論の促進や制度化を求めており、さらに一歩進める内容となっている点が重要と考えます。また、京都市会での意見書可決後も、各種世論調査で選択的夫婦別姓制度導入への賛成意見が多数となっています。2022年の連合による調査でも、2023年の東京大学と朝日新聞による調査でも、60パーセント以上が同制度に賛成しています。2023年の国立社会保障・人口問題研究所の調査では、60歳未満で、夫・妻とも同姓である必要はなく、別姓であってもよいと回答した割合が、単身女性（未婚）で85.3パーセント、離別女性で78.5パーセント、有配偶女性で71.4パーセント、単身男性（未婚）でも61パーセントとなっています。

さらに、昨年6月には、日本経済団体連合会が選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～を発表。人口の半分を占める女性のエンパワーメントにおいて、我が国は世界に大きく立ち後れており、取組の加速化が急務であること、各社の取組だけでは解決できない社会制度の課題があり、その一つとして見直しが求められているのが夫婦同氏制度（民法第750条）と訴えています。加えて、昨年10月には、国連の女性差別撤廃委員会から、選択的夫婦別姓制度の導入について4度目となる勧告も出されています。請願審査では、京都市当局から、最近では結婚の際に夫の氏を名乗る女性が94.5パーセントであること、名字・姓を変えた人の52.1パーセントが何らかの不便・不利益があると思うと答えたとの答弁もありました。こうした事態は一刻も早く解消されなければなりません。今回の意見書は、そうした国民世論、経済界、国際社会からの要請に応え、法制化に向けた議論、国会審議をより一層進めるものであると考

えます。

次に、通称使用の拡大では根本的解決にならない点についてです。国際的にはテロ対策やマネーロンダリング対策が強まり、国内外の金融機関の多くは通称での口座開設やクレジットカード作成ができません。通称では不動産登記もできません。契約書のサインもビジネスネームでは認められないことがあります。パスポートに旧姓併記ができるようになりましたが、ICチップには戸籍名しか記録されておらず、入国審査などでトラブルになるケースもあるとされています。

経団連の文書では、次のように指摘しています。通称使用は日本独自の制度であることから、海外では理解されづらく、むしろダブルネームとして不正を疑われ、説明に時間を要するなどトラブルの種になることもある、ビジネスの現場においても、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化するようになった、これらのトラブルは、これまでは当事者が自身のキャリアを築いていくうえでの障壁とみなされていたが、企業にとってもビジネス上のリスクとなり得る事象であり、企業経営の視点からも無視できない重大な課題であるとの指摘です。

問題は、ビジネス上の観点だけにとどまりません。昨年6月、日本弁護士連合会の決議では、次のように指摘しています。通称使用は、通称名と戸籍名との同一性の証明を要するうえに、その二つの名前の使い分けは本人にとっても他者から見ても煩雑であり、むしろ混乱を招くことにつながっている、同一性の証明には、住民票や戸籍謄本、複数の証明書等の提出を求められるなど本来であれば不要な個人情報の開示を余儀なくされ、それ自体が精神的苦痛を伴うものである。また、通称使用は、戸籍姓に準じるものとして扱われるにすぎず、本来の姓を堂々と名乗って活動ができない精神的苦痛も継続する。さらに、それらの苦痛は、結局のところ夫婦の一方のみが負うものであり、通称使用の拡大は両性の本質的平等から遠く結果にもなっているとの指摘です。通称使用を拡大しても根本解決にはならず、婚姻により姓の変更を強制される多数の女性が現に被っている人権侵害が解消されるわけではないのです。そもそも、通称使用を拡大しなければならなくなっていることそのものが、夫婦同姓義務付けの不合理性を認めることにほかならないのではないのでしょうか。

なお、公明党提案の意見書には「家族ごとの戸籍制度を守りつつ」との文言がありますが、そもそも夫婦同姓の強制が、戦前の家父長制に基づく家制度の名残であり戸籍制度そのものをなくすべきとの御意見もあります。同時に、3月12日の衆議院法務委員会では、法務大臣が、選択的夫婦別姓制度を導入しても戸籍制度に大きな影響が生じるものではないと明確に答弁しており、制度導入が大きな問題を生じさせるものではないことは政府も認めております。先に紹介した経団連の文書では、結婚というライフイベントを経ても、本人が望めば自らがアイデンティティを感じる姓を選択できるように社会制度を見直すことは、性別に関係なく全ての人自らがキャリアやアイデンティティを守る観点からも、大切な取組であると述べています。選択的夫婦別姓制度は、結婚前の姓を名乗り続けたいカップルが選べるようにする制度であり、同姓を希望する人には影響せず、対立するものではありません。今こそ個人の尊厳が守られる社会を作ろう、このことを同僚議員の皆さんに心から呼び掛け、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございます。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。まず、市会議第36号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

次に、市会議第35号を表決に付します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第45、市会議第37号高額療養費の自己負担上限額の引上げの白紙撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。玉本なるみ議員。

〔玉本なるみ議員登壇（拍手）〕

**玉本なるみ議員** 日本共産党市会議員団は、高額療養費の自己負担上限額引上げの白紙撤回を求める意見書案を提案しております。私は議員団を代表し、賛成討論を行います。

高額療養費制度は、がんをはじめとする命に関わる治療を受け、かつ高額な医療費を支払う患者とその家族にとっては、治療を受けるうえで正に命の綱と言える大切な制度です。医療の進歩で治りにくいと言われていた疾患でも、治療薬の開発や移植などの技術の進展で疾患の完治や延命効果も進展しています。それは喜ばしいことであり、医療費が増大するのは当然のことではないでしょうか。今回、高額療養費の上限額を引き上げ、治療を諦める方を増やし、医療費を削減しようとするのは、国民の命をないがしろにするものです。

全国がん患者団体連合会から見直しの要望が出され、アンケート調査も実施されたところ、短期間に3,623人の声が寄せられました。高額療養費制度のおかげで何とか治療が続けられているという声と、今の状況でも仕事の収入が減り、生活が厳しく、負担の引上げはとんでもないという声であふれていました。がんになり治療を受けながら生きようとする皆さんの切実な声であり、患者さんに寄り添い治療やケアをする医師や看護師などの医療従事者の声でした。高額療養費の方針を検討する立場にある政府や国会議員、市民の身近にいる私たち市会議員もアンケートの声及び京都市民の声も聴き行動しなくてはならないと強く思います。

20代女性は、正直、政府に治療をやめて死ぬと言われてきているのかと思いました。同じく20代女性は、スキルス胃癌患者です。小さな子供がおり、この子を残して死ねません。高額療養費制度を使っていますが、支払は苦しいです。家族に申し訳ないです。引上げされることを知り泣きました。スキルス胃癌は治らないみたいです。私はいずれ死ぬでしょうが、子供たちのために少しでも長く生きたい。毎月更に多くの医療費を支払うことはできません。死ぬことを受け入れ、子供の将来のためにお金を少しでも残す方がいいのか追い詰められています。30代女性は、子供の将来と自分の命がてんびんに乗った状態です。進学できない未来と母親を早く亡くす未来、子供にとって何が正解か分かりません。とても苦しいです。だから引上げには反対です。30代女性は、生活費を切り詰めながら治療をしています。これ以上医療費が掛かるとなると、治療を諦めざるを得ません。政府は、若い世代のがん患者に死んでほしいのでしょうか。若い世代の患者が無理なく治療を受けられるよう制度をお願いしますなどなどの声が多く寄せられており、この声に応えるのが政治ではないでしょうか。

また、今回の引上げは、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に取り決め、提案されたものであり、プロセスも不適切でありました。国会での審議で、石破首相はこれだけ高い療養費を払うならば、治療を諦めるという方が一人も出ないようにすることはくれぐれも徹底していくという旨を答弁しています。本年8月の実施は凍結しましたが、今年の秋までに方針を検討するとしていますが。全国がん患者団体連合会のアンケート結果からも、上限額の引上げはあってはならないことは明らかです。少なくとも制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体などの意見の事前聴取という適切な手続を経るべきであります。京都市会としても、国に対して、凍結ではなく一旦白紙撤回し、再検討のスタートをすることを強く求めることを同僚議員の皆様の御賛同を求めて賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~

**議長（西村義直）** 日程第46、市会議第38号市長給与のカット継続に向けた検討を促す決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。河村諒議員。

〔河村諒議員登壇（拍手）〕

**河村諒議員** 維新・京都・国民市会議員団は、市長給与のカット継続に向けた検討を促す決議案を提出しておりますので、議員団を代表し賛成討論をいたします。

これまでに示された資料や関係理事者の答弁内容から見ても、本市は依然として多岐にわたる多額の過去負債を抱えており、その解消には今後長い年月と次世代への負担を要することは自明であります。我々京都市会は、こうした状況を重く受け止め、給与の2割カットを継続することで、市民の代表として少しでも財政再建に貢献する姿勢を示してまいりました。したがって、最低限今任期はその考えを堅持していく見通しです。

今般の市長給与カット取りやめに関する条例について、市長と議会における時限的な給与カットはそれぞれが判断するという認識に基づき、我が会派も報酬等審議会の答申結果やそれに伴う最終的な御判断は尊重いたしますが、議会と同じく市民の代表たる市長におかれては、御自身の過去の言動と本市財政の様相に沿った再度の御検討をいただきたく、その旨再度強くお伝えすることを趣旨といたしまして賛成討論といたします。御清聴ありがとうございます。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第47、市会議第39号国民健康保険特別会計への更なる財政支援を求める決議についてを議題といたします。

これより表決を採ります。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略のうえ、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

~~~~~  
**議長（西村義直）** 日程第48、市会議第40号市バス減便の撤回を求める決議についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、議案の説明及び委員会付託を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、省略いたします。

これより討論を行います。発言の通告がありますのでこれを許します。河合ようこ議員。

〔河合ようこ議員登壇（拍手）〕

**河合ようこ議員** 日本共産党議員団は、市バス減便の撤回を求める決議案に賛成していますので、私は議員団を代表し討論いたします。

市バスは、市民、本市で働く人、本市を訪れる人たちの移動になくてはならない公共交通であり、市民の暮らし、地域経済を支える大きな役割を果たしています。公共交通の利便は、通勤・通学、通院や買物、外出など市民の暮らしに直結しており、その利便性の向上を願う声は私たちのところに数々寄せられています。本市は、2022（令和4）年3月に新型コロナウイルス感染症拡大の影響等も加味し、市バス路線の大半にわたる大幅な減便を行いました。コロナ後、昨年6月のダイヤ改定においては、観光路線・循環系統などで増便を行いましたが、その一方で、周辺地域などで平日22路線、103.5便も減便されました。洛西地域では路線の統合も行われ、昼間、学校や買物に行ける路線がなくなって困っている、老人福祉センターや病院に行きにくくなったなど、通勤・通学、通院や買物など日常の移動に支障を来しています。御高齢の方や障害がある方は、ルート変更や減便により、これまでの日常の流れを変えることを余儀なくされ、困惑・混乱が生じました。同時に、6月からは西京区・伏見区・南区の一部運賃調整区間で市バス運賃が値上げされ、さらに12月からは山科区・伏見区では京阪バスの運賃が値上げされるなど、新たな負担が増やされました。洛西地域では、ルート変更や減便により乗換えを余儀なくされる乗客は、乗換え負担に加え、値上げされた運賃が新たな重い負担となっています。議会にも、切実な声と共に改善を求める陳情が次々に寄せられています。

市長や当局にはこの声が届いていないのでしょうか。

本市は、利用者の声も聴かず、その影響等について検証することもないまま、本年3月22日には、平日で19路線、80.5便の減便を行うダイヤ改定を行いました。相次ぐ市バスの減便は、市民、利用者の日々の暮らしにマイナスの影響を及ぼします。1本の減便であっても、その便を利用し暮らしておられる方に新たな不便を生じさせるものであるということをもっと重く考えていただきたい。6月に続き、複数減便された西京区洛西地域では、洛西“SAIKO”プロジェクトに掲げた「さらに便利に！バス交通をバージョンアップ！」という打出しとは全く逆行と言わざるを得ない方向であり、市民からは、京都市から見放されているとの落胆の声や西京区・洛西は京都市ではないのかと怒りが渦巻いています。今回の減便は、バス運転士不足が理由とされていますが、運転士不足は今や日本社会全体の課題となっています。本来、国が責任を持って解決へと対策するべきものと考えますが、本市としての努力は十分なのでしょうか。他都市と連携し、運転士の処遇改善など運転士確保のための国の緊急対策についての要請を強めるとともに、市バスはじめ公共交通へ一般会計からの財政支援を拡充するなど市民の大切な足を守るための格別の取組が今求められています。昨年6月、今年3月の市バスダイヤ改定での減便・路線変更が市民の利便性を更に後退させている実態に心をいたし、本市並びに当局は公共の福祉の増進という公営交通の本来の役割を発揮して減便を撤回し、市民の移動保障の拡充こそ進めるべきであります。

以上申し述べ、同僚議員の皆さんの賛同を求めまして、私の討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

**議長（西村義直）** これをもって討論を終結いたします。

これより表決を採ります。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（西村義直）** 少数であります。よって本案は、否決されました。

この場合、議長からお諮りいたします。市会運営委員会が所管する事項、各常任委員会が所管する関係局の事務の調査及びただ今お手元に配付してあります文書のとおり、現在、委員会において審査中の請願1件並びに本日、委員会に回付いたしました陳情4件の審査は、いずれも閉会後も継続して行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（西村義直）** 御異議なしと認め、さよう決します。

~~~~~

**議長（西村義直）** 本日はこれをもって散会いたします。

〔午後2時46分散会〕

~~~~~

議 長	西 村 義 直
署名議員	山 本 恵 一
同	中 野 洋 一